

# 集中改革プラン ヒアリング調書

平成 21 年 10 月

総務部行政改革課

集中改革プラン

総務部 総務課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
公企15	定員管理・給与の適正化	15-1	定員適正化計画の策定	職員数削減の数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図ります。(数値目標:5年間10%削減)	●	●	●	●	●	17年度策定済。18年度も目標値以上を達成。不均衡是正は本日市長説明。その後組合と調整に入る本年度から5年間で調整を図る。	定員適正化計画の年度目標を超える削減を図っている。	定員適正化計画の年度目標を超える削減を図っているが、今後も類団に見合った職員数とするために施設統廃合を進め、一般行政職以外の削減も図る必要がある。	定員適正化計画の目標を超える削減を図っているが、類団を参考に当市に見合った本来あるべき職員数とするために、今後も削減に努める。			人件費の削減と職員定数の適正化が図られるとともに、計画的な組織の合理化、職員の適正配置に取り組める。
公企15	定員管理・給与の適正化	15-2	職員給与の不均衡是正	合併による職員給与の不均衡を是正し、適正な給与体系を確立します。	△	●	●	●	●	現在、是正案について三役と協議中。	実施済だが経過措置で4年間必要である。	実施済だが経過措置で3年間必要である。	実施済だが経過措置で2年間必要である。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。
公企15	定員管理・給与の適正化	15-3	給与水準の適正化	国の公務員制度改革の動向を踏まえ、能力・職責・勤務成績を反映し、地域の実態に沿った給与水準の適正化に努めます。	●	●	●	●	●	人事院勧告を尊重し、給与の適正化に努める。	国、他の動向を勘案して、現在、調整中である。	H20人事院勧告による国の動向を見守っている状態である。	国に準じて、21年6月賞与の支給月数を0.2月引き下げ、勤務評定による6月賞与への反映を実施した。また、8月の勧告については、国、他自治体の動向を勘案して、現在、11月臨時議会に上程する予定である。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。
公企15	定員管理・給与の適正化	15-5	管理職手当の見直し	管理職手当については、職制、職責に基づいた支給範囲、支給率の適正化を図ります。	△	●	●	●	●	部長制導入時に見直しを実施済(部長13%、副部長が10%、本庁課長級・支所長8%、支所課長級5%)	実施済(人事院勧告に基づき、H19.4.1から定額制を導入)	実施済(人事院勧告に基づき、H19.4.1から定額制を導入済みであり、国で行っている経過措置は適用していない。また、部内の職責の度合いを考慮して、一部減額の改正をH21.4.1に行った。)			人件費の削減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。	
公企15	定員管理・給与の適正化	15-6	特殊勤務手当等諸手当の見直し	特殊勤務手当、退職手当など諸手当全般について、社会情勢や国の公務員制度改革の動向を踏まえ、そのあり方を検討して見直します。	△	△	△	△	△	昨年度推進委員会に提示した答申に基づき早出、遅出の廃止について調整中。今年度中処理するよう取り組む。	組合と協議中。5手当について、今年度中に方向性を出す予定である。	H20年4月1日から除雪作業手当及び役職手当のうち主任介護員手当を廃止し、衛生処理手当における支給対象業務を限定し見直しを行った。夜間看護手当と夜間介護手当は、職員組合と継続協議となっている。国は6800円であるが佐渡市は5000円(人材確保の観点から)	国の施策による介護報酬3%の改定増に伴い、介護関係職員の夜間介護手当及び夜間看護手当を増額し、介護関係職員の処遇改善に対応した。			人件費の削減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。
公企15	定員管理・給与の適正化	15-7	専門・技術職員の確保と配置	多様な市民ニーズに対応するため、医師をはじめとして、専門・技術職員を計画的に確保するとともに、定期的な異動にとらわれず、在任期間の延長や期限を設けた人員の配置を進めます。	△	△	●	●	●	環境専門職と土木専門職を本年度採用。研修の取り組みを行う。今後も計画的に採用していく。数値目標の設定に当たり、適性な配置数を検証することが必要。	今年度は採用無し。内部で育成して行く。在任期間の延長は考えていない。	今年度の採用は介護員と医療職のみ。土木専門職は内部で育成して行く。在任期間の延長は考えていない。	今年度の採用は介護員と医療職のみ。土木専門職は内部で育成する。			専門性を持った職員の確保と適正な配置を図ることにより、高度な事業経営への対応が可能となる。
20	トップマネジメントの強化	20-1	サポート機能の強化	トップマネジメントをサポートするための組織・機能を強化して、情報収集・情報分析・政策策定部門の強化を図ります。	△	●	●	●	●	室から課になったことで強化済。	広報広聴と一体になったことにより、ミニ対話集会、市長へのたより、一日市長室の実施で、市民の声を政策決定に活用可能となった。	総合計画との兼ね合いから政策決定部門については、企画財政部に変更になった。ホームページをリニューアルし、市長室を新設し、施政方針、市長ひとこと、市長随想、メルマガなどの情報提供コーナーとした。トキと環境、世界遺産、定住等について重点的に見直しを行った。	次年度は企画立案機能と業務執行機能に分けることにより、更に組織機能の強化を図る。			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が可能となる。
20	トップマネジメントの強化	20-3	庁議の効果的な運営	部局間調整の簡略化、意思決定の迅速化、市長の総合的判断のサポート、重要政策の情報・方針共有の観点から、庁議の効果的な運営を図ります。	●	●	●	●	●	18年度から庁議の出席は部長に限定し、議題も政策課題に限定。連絡事項については、副部長以下で組織する連絡調整会議により対応。	毎月1回、連絡調整会議後に開催している。(これまでは庁議後に連絡調整会議であった)	毎月1回、開催している。市の政策決定機関として強化を図っている。	定例庁議を月1回開催し、必要に応じて臨時庁議を開催している。しかし、審議内容については、議論不足の感が否めないため、密度の濃い会議に見直す必要がある。			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が可能となる。
20	トップマネジメントの強化	20-5	パブリックコメント手続制度の活用	パブリックコメント手続制度を活用して、重要施策について市民の意見を反映させることにより、広聴機能の充実を図ります。	△	△	△	●	●	議会、市民との関与度合いの調整が難しく実施が困難である。49-3と統合が必要。	要綱準備中である。7月庁議にかけ、今後H20年度4月実施に向けて進めている。	H20年3月28日 要綱の告示。9月に市民環境部で2件のコメント募集を実施。(ホームページ等で告知、報告)	H20年度に要綱整備済。H21年度は景観計画について意見を募集(広報紙、ホームページ等を活用)			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が可能となる。
30	適材適所の職員配置	30-1	ジョブローテーションの確立	偏った業務経験を解消し、あらゆる分野に精通した人材の育成や個々の能力開発を行うため、ジョブローテーション(※10)の確立を図ります。	△	△	●	●	●	19年度の人事異動より実施。	希望調査や人事考課制度を活用し適切な運用を図る。	希望調査や人事考課制度を活用し適切な運用を図る。	希望調査や人事考課制度を活用し適切な運用を図っている。			様々な業務経験を有する人材が育成され、適材適所の人員配置が可能となる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
30	適材適所の職員配置	30-2	計画的な臨時職員の採用と配置	業務補助体制を高めるため、年度毎に臨時職員の採用計画を策定し、公募制度により計画的で効率的な採用と適正な配置に努めます。	●	●	●	●	●	臨時は適正値にするよう進めている。保育所、学校給食では臨時が進んでいるが、施設の統廃合が必要。	年間計画は策定済。一般事務職の臨時は新年度から原則廃止。職員不採用などにより保育所、学校給食では臨時が増えてしまうが、施設の統廃合が必要である。	一般事務職の臨時は今年度から原則廃止した。職員不採用などにより保育所、学校給食、介護施設では臨時が増えてしまう。施設の統廃合、民間委託が必要である。	各課から集約し、年間計画は策定済。職員不採用等により、保育所、学校給食では臨時が増えているため、施設の統廃合が必要である。			業務への補助体制が確立し、効率的な行政運営が図られる。
33	職員定数の適正化	33-2	早期勸奨退職制度の活用	現行の勸奨退職制度を見直し、勸奨退職対象年齢を引き下げ、特例処置と期間設定を設けて早期勸奨退職制度を実施します。	●	●	●	●	●	17、18年度実施、今後の必要性について検討が必要。	H19、H20年度実施(新制度・特例)。来年度見直し予定である。	勸奨制度の特例は今年度で終了する。退職を促進するための次の手段が必要か検討する。	勸奨制度の特例を40歳まで引き下げ、H22年度まで延長した。			人件費の縮減と職員定数の適正化が図られるとともに、計画的な組織の合理化、職員の適正配置に取り組める。
33	職員定数の適正化	33-3	任期付採用制度の活用	専門的な知識経験を必要とする職種あるいは一定期間内に業務が終了又は業務量の増加が見込める場合において、任期付採用制度の活用を検討します。	△	△	△	△	△	未検討。	未検討。	未検討であるが、一時的ではあっても職員数の増加が見込まれる制度であり、当分の間、制度化は難しい。必要な場合は、中途採用や民間委託で対応したい。	一時的ではあっても職員数の増加が見込まれる制度であり、当分の間、制度化は難しい。必要な場合は、中途採用や民間委託で対応したい。			雇用の機会を増大させるとともに、行政運営の効率化が図られる。
34	給与の適正化	34-1	職員給与の不均衡是正	合併による職員給与の不均衡を是正し、適正な給与体系を確立します。	△	●	●	●	●	現在、是正案について三役と協議中。	実施済だが経過措置で4年間必要である。	実施済だが経過措置で3年間必要である。	実施済だが経過措置で2年間必要である。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。
34	給与の適正化	34-2	給与体系の一元化	同一職種で異なる給料表の適用があるものを是正して、給与体系の一元化を図ります。また、福祉職給料表の導入を検討します。	△	△	●	●	●	福祉職給料表は導入せず、現在、介護員の給料表を行政職給料表で統一することで本年度調整中。	介護員給料表を行政職給料表にH19.1.1に統一済である。	介護員の適用給料表を行政職給料表へH19年1月1日に統一したので、福祉職給料表の導入は考えていない。	介護員の適用給料表を行政職給料表へH19年1月1日に統一したので、福祉職給料表の導入は考えていない。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。
34	給与の適正化	34-3	給与水準の適正化	国の公務員制度改革の動向を踏まえ、能力・職責・勤務成績を反映し、地域の実態に沿った給与水準の適正化に努めます。	●	●	●	●	●	人事院勧告を尊重し、給与の適正化に努める。	国、他の動向を勘案して、現在、調整中である。	H20人事院勧告による国の動向を見守っている状態である。	国に準じて、21年6月賞与の支給月数を0.2月引き下げ、勤務評定による6月賞与への反映を実施した。また、8月の勧告については、国、他自治体の動向を勘案して、現在、11月臨時議会に上程する予定である。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。
35	諸手当の見直し	35-1	時間外勤務手当の削減	時間外手当については、公務能率の保持や職員の健康管理のため、ノー残業デイの実施、事前命令の徹底、予算枠の上限設定等を行い、対前年度比5%の削減に努めます。	●	●	●	●	●	17年度の時間外勤務手当は1億6千万であったが、18年度当初予算どおりであれば5%の削減は可能。今後、手当900万円/月以内を維持できなければ目標値の達成は困難。より目標値を明確化するよう給与係で目標グラフ化し、決算ベースで資料を作成する。	部でオーバーした場合は、部内で調整。一般会計決算(時間外)H18は136,790千円、H17は160,812千円で▲24,022千円、対前年度比15%の減となっている。	H20年度から時間外縮減調書により、毎月各係単位で月1人4時間の目標時間数を超過している部署については、適宜ヒアリングを行っている。一般会計決算(時間外)H19は99,255千円、H18は136,790千円で▲37,535千円、対前年度比27.4%の減となっている。(H17は160,817千円、H16は187,855千円)	H20年度から時間外縮減調書により、毎月各係単位で月1人4時間の目標時間数を超過している部署については、適宜ヒアリングを行っている。一般会計決算(時間外)H20は80,298千円、H19は99,255千円で18,957千円の減、対前年度比率では19.1%減となっている。(H18は136,790千円、H17は160,817千円、H16は187,855千円)	対前年度比5%削減	対前年度比5%削減	人件費の縮減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。
35	諸手当の見直し	35-2	管理職手当の見直し	管理職手当については、職制、職責に基づいた支給範囲、支給率の適正化を図ります。	△	△	△	△	△	部長制導入時に見直しを実施済(部長13%、副部長が10%、本庁課長級・支所長8%、支所課長級5%)	実施済(人事院勧告に基づき、H19年4月1日から定額制を導入)	実施済(人事院勧告に基づき、H19年4月1日から定額制を導入済みであり、国で行っている経過措置は適用していない。)	実施済(人事院勧告に基づき、H19.4.1から定額制を導入済みであり、国で行っている経過措置は適用していない。また、部内の職責の度合いを考慮して、一部減額の改正をH21.4.1に行った。)			人件費の縮減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。
35	諸手当の見直し	35-3	特殊勤務手当等諸手当の見直し	特殊勤務手当、退職手当など諸手当全般について、社会情勢や国の公務員制度改革の動向を踏まえ、そのあり方を検討して必要に応じて見直します。	△	△	△	△	△	国で規定されている手当を除く支給項目について、見直しを検討中。	組合と協議中。5手当について、今年度中に方向性を出す予定である。	H20年4月1日から除雪作業手当及び役職手当のうち主任介護員手当を廃止し、衛生処理手当における支給対象業務を限定し見直しを行った。夜間看護手当と夜間介護手当は、職員組合と継続協議となっている。	国の施策による介護報酬3%の改定増に伴い、介護関係職員の夜間介護手当及び夜間看護手当を増額し、介護関係職員の処遇改善に対応した。			人件費の縮減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。
36	福利厚生事業の取り組み	36-1	職員互助組織の設立	職員相互の親睦を図り、文化、体育の向上に資する事業を行うため、職員互助組織を設立します。	△	●	●	●	●	補助金の関係もあり、継続して検討していく。職員からの要望性も弱く、今年度の設立は見込めない。	設立しない。補助金等も出さない。	設立しない。補助金等も出さない。	設立の要望があるため、検討している。			職場環境の改善や適正な福利厚生事業を推進することにより、職員の勤労意欲が喚起され、公務能率の向上が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
36	福利厚生事業の取り組み	36-2	メンタルヘルスの取り組み	職員の健康管理、特にメンタルヘルスについて、定期的に研修等を行い、自己管理を含めた職場における取り組みを行います。	△	●	●	●	●	17年度に1回開催済。18年度も10月に開催予定。	研修会を10月に2回(1日)実施済。約100人が受講。話を聞くこと(相談)により解消される場合も多い。	研修会は前年度同様に定例的に実施。10月から共済組合主催の相談室を誘致。	研修会は前年度同様に定例的に実施。共済組合主催の相談室についても継続している。			職場環境の改善や適正な福利厚生事業を推進することにより、職員の勤労意欲が喚起され、公務能率の向上が図られる。
36	福利厚生事業の取り組み	36-3	衛生委員会の活用	労働災害を防止し、職場の環境を改善し、職場における職員の安全と健康を確保するために、衛生委員会を有効に活用します。	●	●	●	●	●	毎月実施が好ましいが、年1回は最低実施するよう調整。各支所単位で行うよう組合要望もある。	9月に1回実施済。年2回は実施したい。(昨年度も2回)	8月に1回実施済。年2回は実施したい。(昨年度も2回)	今年度、7月、8月にそれぞれ1回実施済。第3回開催について、検討中。			職場環境の改善や適正な福利厚生事業を推進することにより、職員の勤労意欲が喚起され、公務能率の向上が図られる。
37	人材育成の推進	37-1	人材育成基本方針の策定	地方分権の推進に伴い、職員に必要とされる各種事務能力の向上を図るとともに、時代のニーズに対応した能力開発を効果的に行うために、人材育成の基本方針を策定し、総合的な人材育成に努めます。	●	●	●	●	●	17年3月策定済。民間企業への長期研修を現在検討中。	国土交通省へ1人予定している。新潟県へ2人。島内3人(県等の出先機関)。長岡への災害派遣1人。民間企業交流は検討中。	内閣府、国土交通省へそれぞれに1人派遣している。新潟県庁へ3人。島内3人(県等の出先機関)。	H17年3月に人材育成基本方針を策定。現在、基本方針の主旨に基づき、内閣府、国土交通省へそれぞれに1人派遣している。新潟県庁へ3人。島内3人(県等の出先機関)。			職員の能力開発と資質の向上が図られる。
37	人材育成の推進	37-2	人材育成実施計画の適正な運用	人材育成基本方針に基づく人材育成実施計画を策定し、職員の自己啓発を効果的に行い、幅広い行政能力や高度な専門知識などを目的とした職場研修やより実践的な研修制度の充実強化を図ります。	●	●	●	●	●	17年3月に策定済。	計画についてはH17年3月に策定済。先進地等視察研修、職員提案制度、人事考課制度、自己啓発制度(検討中)等の運用により強化を図る。	計画についてはH17年3月に策定済。先進地等視察研修、人事考課制度、自己啓発制度(検討中)等の運用により強化を図る。	計画についてはH17年3月に策定済。H21以降については、見直しが必要。先進地等視察研修、人事考課制度、自己啓発制度(検討中)等の運用により強化を図る。			職員の能力開発と資質の向上が図られる。
37	人材育成の推進	37-3	政策形成能力の養成	政策形成能力やコーディネート能力に優れた職員を養成するために、研修プログラムを策定して効果的な運用を図ります。	●	●	●	●	●	人事係において計画的な研修を実施。	総合事務組合の階層別研修(一部研修等)や専門研修(政策形成研修等)に参加。	総合事務組合の階層別研修(一部研修等)や専門研修(政策形成研修等)に参加。	総合事務組合の階層別研修(一部研修等)や専門研修(政策法務研修等)に参加。			職員の能力開発と資質の向上が図られる。
38	職員の意識改革と職場の活性化	38-1	市民指向型意識の醸成	職員一人ひとりが、市民が主役であるという意識(市民指向型意識)を持つよう、あらゆる機会を通して職員意識の向上を図ります。	●	●	●	●	●	総務部として、5月21日に行政改革シンポジウムを開催し啓蒙を図る。	10月5日に行政改革課で組織風土改善に向けた研修を実施済。	すでに市民指向型になっているが、更に強化するために研修を計画している。	10月に職場改善推進委員会を設立し、取組内容を決定し、全庁的に取り組んでいる。			職員の意識改革を図る。
38	職員の意識改革と職場の活性化	38-2	職員提案制度の確立	職員の改善意欲や資質向上を喚起するために、身近な業務改善から政策形成までの提案を募り、提案機会を提供する職員提案制度を確立し、適正な運用を図ります。	△	△	●	●	●	18年度に規則を制定(8月1日施行)。	今年度は、行政改革に関するテーマで募集予定。昨年度は2件採用。	提案の採択に関して担当課が定まらない等の問題があり、上手く運用できていない。	H18年度に職員提案制度を制定したが、今後は職員表彰制度も検討し、組み合わせることで、職員の意欲向上を図りたい。			職員の改善意欲や自己研鑽意欲が喚起されるとともに、行政サービスの向上と行政運営の効率化が図られる。
39	管理職の意識向上と積極的な人材登用	39-1	管理職のマネジメント能力向上	管理職のマネジメント能力向上のため、意識改革を図るとともに、試験制度や立候補制度、希望降格制度等を検討し、必要に応じて実施します。	△	△	△	△	△	希望降格制度の原案を作成済。運用に向け調整中。	希望降格制度については運用に向け検討中である。昇級試験制度を検討中である。	希望降格制度については運用に向け検討中である。昇級試験制度を検討中である。	希望降格制度について、勸奨退職を募っている中で希望降格は難しく実行できていない。メンタル系の疾病から復帰した一部の職員には、行なった例がある。係長昇任試験については、検討中である。			管理職の意識改革と管理能力の向上が図られる。
39	管理職の意識向上と積極的な人材登用	39-2	積極的な人材登用	人事管理については、結果の平等ではなく機会の平等を重視し、意欲と能力を有する職員が早い段階で大きな責任を有する立場にチャレンジできるルートの確立を図ります。	△	●	●	●	●	異動の希望申告を18年度4月異動において実施し、機会の平等化を図った。申告に対し約50%は希望通りの異動。	異動希望は今年度も実施する。昇級試験制度を検討中である。	異動希望は今年度も実施する。昇級試験制度を検討中である。	異動希望は今年度も実施する。係長への昇任試験制度を検討中である。			職員の能力開発と資質の向上が図られるとともに、勤労意欲の向上に結びつく。
39	管理職の意識向上と積極的な人材登用	39-3	キャリアアップシステムの構築	一定の年齢に達するまでは多様な業務経験を積ませることや、職員の適性・能力を見極めて、スペシャリストを育成するキャリアアップシステムを構築することを検討します。	△	△	●	●	●	検討中。	人事異動で考慮している。システムづくりについては、今後の動向を見極め検討して行く。	人事異動で考慮している。システムづくりについては、今後の動向を見極め検討して行く。	人事異動で考慮している。システムづくりについては、今後の動向を見極め検討して行く。			専門性を持った職員が養成され、高度な行政課題への対応が可能となる。
39	管理職の意識向上と積極的な人材登用	39-4	女性職員の積極的な登用	女性職員個々の能力や成果を適正に評価し、資質に応じた幅広い分野への配置や管理職等に積極的な登用を図ります。	●	●	●	●	●	現在は会計課長1人、今後の積極的に調整を図る。	会計課長、北教育事務所、看護部長(両津病院)の3人、積極的に今後も登用して行く。	会計管理者、看護部長(両津病院、相川病院)の3人、積極的に今後も登用して行く。	会計管理者、商工課長、税務課長、看護部長(両津病院、相川病院)の5人、積極的に今後も登用して行く。			女性職員の意欲、適正を活かすことにより、職場の活性化と公務能率の向上が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
40	人事考課システムの創出	40-1	目標管理制度の導入	組織目標及び職務目標を明確にし、職員が共通の認識を持って問題解決にあたる目標管理制度の導入を図ります。	△	△	●	●	●	人事考課システムの導入に向け、コンサルタントと契約し制度研究及び研修を実施。	試行実施中。	実施中。適切な運用については、検討中。	実施中。人事考課システムの適切な運用を図るため、庁内委員で人事考課検討会議を開催し、運用について検討している。			組織目標及び職務目標を明確にすることで、職員の意識改革と職場の活性化が図られる。
40	人事考課システムの創出	40-2	人事考課システムの導入	目標管理制度を活用して、職員の能力や成果を公正に評価する基準を定めるとともに、これに基づく人事考課システムを導入します。	●	●	●	●	●	人事考課システムの導入に向け、コンサルタントと契約し制度研究及び研修を実施。	試行実施中。	実施中。適切な運用については、検討中。	実施中。			職員の能力や適正、実績に応じた公平で客観的な考課を行うことで、適材適所の人事配置や人材の有効活用を図るとともに、組織の活性化と勤労意欲の向上につながる。
40	人事考課システムの創出	40-3	人事考課制度の適切な運用	公正な人事考課制度の定着を図り、人事や給与に考課結果を反映させて、効果的で適切な運用に努めます。			●	●	●	人事考課システムの導入に向け、コンサルタントと契約し制度研究及び研修を実施。	試行実施中。	実施中。適切な運用については、検討中。	実施中。			職員の能力や適正、実績に応じた公平で客観的な考課を行うことで、適材適所の人事配置や人材の有効活用を図るとともに、組織の活性化と勤労意欲の向上につながる。
40	人事考課システムの創出	40-4	自己申告制度の導入	職員の能力や職務遂行状況を自己評価するシステムを構築するとともに、配置換えの希望や職務遂行上の問題点を申告する制度を構築し、効果的な人事管理を図ります。	●	●	●	●	●	17年度より実施中。18年度は数値公表も検討。	H17年度より実施中。申告数については公表できるが、今後の検討課題。	H17年度より実施中。申告数については公表しない。	H17年度より実施中。			職員の職務への動機づけや意識改革が高まり、効果的な人事管理が図られる。
41	専門職員の配置と多様な人材の確保	41-1	専門・技術職員の計画的な確保	新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応するため、専門・技術職員の計画的に確保します。	△	△	●	●	●	土木と環境の専門職を19年度に採用(本年度採用募集・試験実施)。	今年度は採用無し。適切な人員数になるまで制限する。	今年度は採用無し。適切な人員数になるまで制限する。	今年度は採用無し。専門・技術職員は内部で育成している。			専門性を持った職員の確保と適正な配置を図ることにより、高度な行政課題への対応が可能となる。
41	専門職員の配置と多様な人材の確保	41-2	専門・技術職員の適正な配置	専門・技術職員については、定期的な異動にとらわれず、在任期間の延長や期限を設けた人員の配置を検討します。	△	△	●	●	●	土木と環境の専門職を19年度に採用(本年度採用募集・試験実施)。	今年度は採用無し。内部で育成して行く。在任期間の延長は考えていない。	今年度は採用無し。内部で育成して行く。在任期間の延長は考えていない。	今年度は採用無し。内部で育成している。			専門性を持った職員の確保と適正な配置を図ることにより、高度な行政課題への対応が可能となる。
41	専門職員の配置と多様な人材の確保	41-3	多様な人材の確保	職員の年齢構成の平準化や専門的な知識経験を有する職員を確保するため、採用方法や雇用形態の多様化を検討します。	△	△	●	●	●	人事異動において配慮済。	人事異動において配慮済である。	人事異動において配慮済である。	人事異動において配慮済であるが、引き続き検討する。			業務の特性に応じて、多様な雇用形態を柔軟に活用することが可能となる。
42	効率的な勤務体系の構築	42-1	効率的な勤務体系の構築	組織・機構の形態、業務の内容等を踏まえて、市民サービスに支障を生じさせない柔軟な勤務体系と雇用形態のシステムを構築します。	△	△	●	●	●	必要に応じて対応を検討。	17条雇用を実施した。必要な人材は確保しておく。(H19.10より)	17条雇用を実施した。必要な人材は確保しておく。(H19.10より)	必要な人材は雇用契約を更新している。(H19年10月より)			市民サービスの向上と人件費の削減が図られる。
42	効率的な勤務体系の構築	42-2	変則勤務制(時差出勤)の活用	恒常的に夜間業務の多い部署や、住民サービスのために定期的に夜間業務を行う部署については、時差出勤を活用して業務の効率化を図ります。	△	△	●	●	●	週40時間を越えない範囲で課長権限において対応。今回の支所長会議と連絡調整会議で徹底する。	特例を定める規定により、H19.9から実施である。	特例を定める規定により、H19年9月から実施済である。	特例を定める規定により、H19年9月から実施済であり、イベント等の機会のある毎に担当課に伝えている。			多様な勤務形態を採用することで、人件費の削減を図るとともに、職員の健康に配慮したより柔軟な勤務体系が構築される。
42	効率的な勤務体系の構築	42-3	フレックスタイム制の適用	情報関連業務等の特定の業務について、フレックスタイム制の適用の可能性を検証します。	△	△	△	△	△	公務員はフレックスタイムは適用除外項目であるので項目の見直しが必要。42-2(時差出勤)と統合を検討。	可能な職種等を見極めて検討して行く。(一般事務職は適用外)	可能な職種等を見極めて検討して行く。(一般事務職は適用外)	42-2(時差出勤)により整備済。			多様な勤務形態を採用することで、人件費の削減を図るとともに、職員の健康に配慮したより柔軟な勤務体系が構築される。
42	効率的な勤務体系の構築	42-4	ワークシェアリングの導入	雇用の維持・創出を図り、労働時間の短縮と効率的な配分を行うため、ワークシェアリング(※12)の導入を進めます。	△	△	△	△	△	検討中。	検討中。	検討中。	検討中。			人件費の削減と雇用の維持が図られ、新たな雇用の創出が可能となる。
43	情報基盤の整備	43-3	文書管理システムの構築	情報公開及び個人情報保護に的確に対応するため、文書管理システムの導入・整備を行い、システムを利用した決裁の電子化を検討して、事務処理の効率化を図ります。	●	●	●	●	●	システムは導入済。電子決済は今後も検討。	H18年度から全庁的に本格運用。H18年度50,500件程度の文書登録があった。調査を実施したが各課において運用の考え方にバラツキがある。電子決済は未検討。システムの効率的な運用を実施して行く。	合併当初からの文書管理システムは19年度末で終了。20年度からは「発件番号取得システム」により、登録をお願いしている。文書管理に関しては、文書管理検討委員会で検討中である。電子決済については未検討である。	20年度に引き続き「発件番号取得システム」を運用中で、その課題について検証中。電子決済は、未検討。			事務処理の効率化が図られる。

集中改革プラン

総務部 総務課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
45	窓口対応の向上	45-1	接遇の改善	接遇マニュアルの作成、接遇研修を実施して、職員意識や応接能力を向上させ、市民への対応の改善を図ります。	●	●	●	●	●	18年度にマニュアルを策定済(紙ベースのため、今後、データーを庁内ネットワークの共有書庫に添付)。接遇研修は17年度に引き続き、18年度も実施。	今年度も11月に窓口研修を4日間100人を予定している。	今年度も10月に窓口研修を1日間50人を予定している。市民相談室(気配り担当)と担当業務が二重になっているので、整理したい。	市民課市民相談室で実施中の窓口サービスアンケート結果を考慮し、窓口研修を4日間、延べ100人を予定している。			市民に対する対応の改善が図られ、市民からの信頼を得ることができる。
46	窓口業務の改善	46-7	地域間格差の解消	支所・出張所の統廃合に伴い、遠隔地における行政サービスを補完するため、郵便局等の連携を検討します。	△	△	●	●	●	本年度から吉井地区で実施。他地区については可能性を調査中。	水津、月布施の2箇所です実施。	郵便局との連携については変更なし。H19年度から出前市役所により、地域間格差の是正を図っている。	郵便局との連携は、従来通り。21年度も地域間格差を是正すべく、出前市役所の活用を推進しているが、その課題について検証している。			市民サービスの維持向上が図られる。
48	情報の提供と共有	48-1	ホームページの充実	市民の市政運営への関心を高め、市民参画を推進するために、ホームページの充実を図り、市政に関する情報を積極的に提供します。	●	●	●	●	●	積極的な情報発信ができるよう、全庁で情報を発信するシステムが必要。情報の出し入れの窓口を一元化する。	昨年は暮らしのガイドをリニューアルした。また、検討委員会を実施し、トップページの見直しを計画している。その他についても随時見直しを実施している。	全面的にリニューアルを実施。ホームページに市長室を新設し、施政方針、市長ひとこと、市長随想、メルマガなどの情報提供コーナーとした。トキと環境、世界遺産、定住等について重点的に見直しを行った。	佐渡市ホームページで統一されていないサイトの作成を実施中。7月末で選挙管理委員会のページを公開した。現在消防署のページを作成中。			行政情報を積極的に市民に提供することにより、市民参画の推進が図られる。
48	情報の提供と共有	48-2	広報・広聴機能の充実	市政に対する市民の意見を幅広く聞き、市政に反映させるため、広報・広聴機能の充実を図ります。	●	●	●	●	●	常時、充実を図るために見直しを実施。今後は、お知らせ版から訴える広報づくりに転換。	ミニ対話集会、市長へのたより、一日市長室の実施により市民の声を反映させる。イベント的なものが多いが開始前の掲載は多くなってきている。連絡調整会議等を活用して、他の部署(たより関係)と連携、調整しながら周知、指導を行っていく。	ミニ対話集会、一日市長室について、実施は検討中。CNSと連携して市長ひとことなどタイムリーな情報提供を実施。その他各種媒体の連携強化を検討中。	市長ミニ対話集会の開催希望を7月広報紙で募集を案内し、8月から実施済。			市民の意見やニーズを的確に把握し、市政に反映させることができる。
48	情報の提供と共有	48-3	会議等の情報公開の推進	各種審議会等の会議の概要、行政評価の結果など行政が持つ情報は原則公開とし、市政における透明性・公平性を確保します。	●	●	●	●	●	担当部局について秘書課と調整が必要。現在のスタッフ数で全庁の情報をまとめ公表することは出来ない(情報公開の一括対応は作業的には可能)。	情報公開を積極的に推進するよう相談、指導して行く。公開については各課で実施。	H19年度末に、マニュアルを作成し、職員に周知。運用状況について、H19年度から広報誌により公表している。	一部の部署では会議録等の会議概要をホームページを活用し、公開している。今後は公開していない部署でも公開し、全庁での取り組みとしたい。			市政への透明性・公平性が向上し、市民参画の推進が図られる。
49	市民参画の推進	49-2	市政モニター制度の導入	市民の意見を行政運営やまちづくりに反映するために、市政モニター制度の導入を検討します。	△	△	●	●	●	各課が施策に対する委員会等を既に設置しており、改めて総合的な市制モニターが必要か再検討が必要。	市民の意見に対する情報収集の手段が多くなっているため、市政モニター制度の必要性を引き続き検討して行く。	市民の意見に対する情報収集の手段が多くなっているため、市政モニター制度の導入は見送る事とする。	パブリックコメント、ミニ対話集会、市長へのたより、メール問合せへの対応など市民の意見に対する情報収集の手段が多くなっており、必要性を検討した結果、市政モニター制度の導入は見送る事とする。			市民の意見やニーズを的確に把握し、市政に反映させることができる。
49	市民参画の推進	49-3	パブリックコメント手続制度の導入	政策決定やまちづくりの計画策定において、広く一般の意見や情報を求め、反映して決定するパブリックコメント手続制度の導入に取り組みます。	△	△	●	●	●	議会、市民との関与度合いの調整が難しく実施が困難である。49-3と統合が必要。	要綱準備中である。7月庁議にかけ、今後H20年度4月実施に向けて進めている。	H20年3月28日 要綱の告示。9月に市民環境部で2件のコメント募集を実施。(ホームページ等で告知、報告)	H20年度に要綱整備済。H21年度は景観計画について意見を募集(広報紙、ホームページ等を活用)			市民の意見やニーズを的確に把握し、市政に反映させることができる。
50	市民との協働体制の確立	50-3	職員の意識啓発	市民や市民団体、NPO等との協働に対する職員の意識啓発に努めるとともに、協働を実践するための勤務体制の整備などを進めます。	△	△	●	●	●	他項目と重複しているため調整が必要。	関係機関と調整しながら実施している。	関係機関と調整しながら実施している。	職員の意識啓発については、10月に職場改善推進委員会を設立し、取組内容を決定し、全庁的に取り組んでいる。			市民との協働による行政運営が推進される。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
3	成果重視の財政運営	3-2	事業の事前評価	事業の事前評価の手法を研究し、費用対効果の高い事業選択を行います。	△	△	●	●	●	行政評価システムにおいて検討中。	事務事業評価の、特にハード事業において試行しながら検討している。	行政評価システムは事後評価のため、事前評価の手法は研究していない。但し、ハード事業においては、各部署の計画時に実施している。	行政評価システムは事後評価方式のため、事前評価は実施していないが、今後検討する。			企業会計の手法や行政評価を財政運営に取り入れることにより、費用対効果が明確となり、成果重視の財政運営が図られる。
11	委託事業の見直し	11-1	委託契約内容の見直し	委託契約の内容を、サービスの価格だけでなく、質を確保するための規定を対象業務の特性に応じた形で契約で担保することを図ります。	△	△	●	●	●	具体的な取組方法を検討中。	具体的な取組方法を検討中。	具体的な取組方法を検討中。	未実施。 具体的な取組方法を検討中。			契約方法を見直すことで、一定水準のサービスの質を確保できる。
11	委託事業の見直し	11-3	サービス水準の維持・向上	事務事業の委託に関して、市の管理・監督責任を適切に果たし、委託したサービスの維持向上させるため、契約上の担保措置、モニタリング・評価の取り組み、検査監視体制の整備を図ります。	△	△	●	●	●	具体的な取組方法を検討中。	具体的な取組方法を検討中。	具体的な取組方法を検討中。	未実施。 具体的な取組方法を検討中。			行政の管理・監督責任を適切に果たし、サービス水準の維持・向上が図られる。
11	委託事業の見直し	11-4	市場化・競争的環境の整備	事務事業を民間委託しやすいように切り分けたり、各部各課、各施設の事務を集約・統合化して事務事業の執行方法を変えて市場化、競争的環境の整備を図ります。	△	△	●	●	●	市場化テスト実施方針の作成を検討中。	コスト分析や実態把握等環境整備づくりを検討する。	調査、検討中。	調査、検討中。			市場化原理・競争原理に基づいた外部委託を行うことにより、費用対効果・効率性が確保される。
公企16	民間活力の活用	16-1	民間委託の積極的な活用	事務事業全般について民間委託の可能性について検証し、民間委託により効率化が図れる業務については、積極的に民間委託を推進します。	△	△	●	●	●	事務事業の総棚卸しを整理した後、アウトソーシングの対象となる事業を検討。	事務事業の総棚卸しを整理した後、アウトソーシングの対象となる事業を検討。	事務事業評価後、アウトソーシングの対象となる事業を検討。	事務事業評価後、民間委託可能な業務の洗い出しを実施している。			民間委託を積極的に活用することにより、経営の効率化と経費の削減が図られる。
公企16	民間活力の活用	16-2	民間委託実施基準の作成	民間委託の実施にあたり、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保し、個人情報保護や守秘義務の確保に留意した基準の作成を行います。	●	●	●	●	●	市場化テスト実施方針の作成を検討中。	指定管理者制度については実施済。	指定管理者制度については実施済。	指定管理者制度については実施済。			民間委託を積極的に活用することにより、経営の効率化と経費の削減が図られる。
公企16	民間活力の活用	16-3	PFI事業の活用	施設等の建設・整備については、民間資金等の活用によるPFI手法の導入を検討し、適切に事業活用を図ります。	△	△	△	△	△	検討中(PFI制度の実績等を調査)。	検討中(PFI制度の実績等を調査)。	検討中(PFI制度の実績等を調査)。	検討中(PFI制度の実績等を調査)。			民間資金を有効に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。
19	ニュー・パブリック・マネジメントの推進	19-1	成果志向型行政運営の推進	予算獲得重視の行政運営から、コスト意識を醸成し、成果を挙げることに中心に行政を運営するシステムの構築に取り組みます。	△	△	●	●	●	18年度から行政評価システムを導入。	行政評価研修においてNPMをテーマに開催。	行政評価システムで実施中。行政評価推進研修の開催。	行政評価システムの本格施行に伴い、可能なものから見直す。			組織のビジョンを明確化し、成果に重点をおいて事業の計画立案、執行が行われる生産性の高い、競争力を備えた自立的な行政運営が図られる。
19	ニュー・パブリック・マネジメントの推進	19-2	顧客重視型行政運営の取り組み	法令・規則のみに縛られず、顧客である市民の立場で行政運営を行う気運の醸成を図ります。	△	△	●	●	●	5月21日に行政改革シンポジウムを開催。 ※「法令・規則のみに縛られず」の文言の見直しが必要。	行政評価研修においてNPMをテーマに開催。					組織のビジョンを明確化し、成果に重点をおいて事業の計画立案、執行が行われる生産性の高い、競争力を備えた自立的な行政運営が図られる。
19	ニュー・パブリック・マネジメントの推進	19-3	競争原理の導入	拡大・多様化する行政需要に対応するため、事務事業の民営化・外部化を検討するとともに、対外、対内的な競争原理の導入を進めます。	△	△	●	●	●	市場化テスト実施方針の作成を検討中。	検討中。	検討中。	検討中。			組織のビジョンを明確化し、成果に重点をおいて事業の計画立案、執行が行われる生産性の高い、競争力を備えた自立的な行政運営が図られる。
20	トップマネジメントの強化	20-2	市長直属の横断的組織の編成	市長からの課題提示に応じ、関係部局から知見を有する職員を選抜して市長直属の部局横断的組織を編成し、解決策の立案を行います。	△	●	●	●	●	プロジェクト設置規定が既に活用されている。	特命担当を配置し、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応をする。	政策主幹、特命担当、プロジェクトチームを設置し、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応をしている。	行政改革監、政策主幹、特命担当、プロジェクトチームを設置し、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応をしている。			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、

集中改革プラン

総務部 行政改革課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
20	トップマネジメントの強化	20-4	特別職の体制強化	市長を支えるトップマネジメント体制を構築するために助役二人制を実施するとともに、副市長制導入に向けてマネジメント機能の強化を図ります。	●	●	△	△	●	自治法改正に伴い調整中。	副市長制は導入済。	副市長制は導入済。	副市長二人制を実施していたが、当初の目的を達成したことから、一人制に戻した。			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が可能となる。
20	トップマネジメントの強化	20-6	コンプライアンスの確保	コンプライアンスを確保するために、議会・監査制度を有効に機能させるとともに、第三者機関等の設置を検討して、トップマネジメントに対するチェック機能を確立します。	△	△	●	●	●	具体的な取組方法を検討中。 ※)コンプライアンスとトップマネジメントのチェックを切り離して考える必要あり。	トップマネジメントに対するチェックについては、行政改革推進委員会を設置し、評価体制を整備している。	監査機能を充実させるため、今年度から監査委員事務局を独立した。	監査機能を充実させるため、昨年度から監査委員事務局を独立した。			トップマネジメントの強化に伴う、一方的な意思決定を事前に防止するとともに、コンプライアンスの確保が図られる。
21	行政を評価する仕組みづくり	21-1	行政評価システムの導入	行政活動について、統一的な指標に基づき評価し、効果的かつ効果的な運営を行うために行政評価システムを構築し、運用します。	△	●	●	●	●	18年度から行政評価システムを導入。18年度は事務事業の総棚卸しと職員研修の実施と、事務事業評価の試行導入。	事務事業評価の実施により段階的に進めている。H19年度からは施策評価を試行し、施策から見た事務事業の検証も進めて行く。	行政評価システムを構築し、運用を図る。	導入済。 H21年度で行政評価システムの本格運用を図り、その有効活用を努める。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。
21	行政を評価する仕組みづくり	21-2	事務事業評価の実施	事務事業の必要性や意義、執行状況、問題点等をチェックするために一定のフォーマットを定めて評価作業を進めます。	△	●	●	●	●	事務改善委員会第2分科会において評価シートのフォーマットを検討。今年度中に作成。	今年度から実施している。フォーマットについては、毎年度見直しが必要。	実施済。	実施済。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。
21	行政を評価する仕組みづくり	21-3	ベンチマーキング(目標達成度評価)の実施	行政活動を評価するベンチマーキングを定めて、達成度を評価し、行政運営に反映させるとともに市民にも公表します。	△	●	●	●	●	評価指標の設定にベンチマークを活用。	事務事業評価指標設定により分析して行く。	行政評価システムの指標設定により分析していく。	実施済。 行政評価システムの指標設定により分析していく。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。
21	行政を評価する仕組みづくり	21-4	総合計画の進行管理	計画策定時の事前評価や目標値も併せて科学的、客観的な評価システムを導入して、計画の進行管理を行います。	△	△	●	●	●	総合計画に基づき、事業の体系化(政策→施策→事務事業)を策定中。	行政評価システム構築の中で準備を進めている。	行政評価システムの中で進行管理していく。	実施済。 行政評価システムの運用で進行管理していく。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。
21	行政を評価する仕組みづくり	21-5	政策・施策評価の実施	<政策評価>評価システムを政策や施策の達成状況のツールとして位置づけ、トップマネジメントの実現の拠り所としての機能を図ります。			△	△	△	現在、未検討。	検証した結果、必要性を感じていない。	施策評価を実施し、その結果を検証することで政策の達成状況を確認していく。	実施済。 行政評価システムの運用で政策の達成状況を確認していく。 政策評価は実施しない。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。
21	行政を評価する仕組みづくり	21-5	政策・施策評価の実施	<施策評価>評価システムを政策や施策の達成状況のツールとして位置づけ、トップマネジメントの実現の拠り所としての機能を図ります。	△	△	●	●	●	施策評価の下位層となる事務事業評価の構築に向け作業中。	今年度試行中。					行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。
21	行政を評価する仕組みづくり	21-6	外部チェックシステムの確立	政策・施策・事務事業について、市民に説明責任を果たし、住民等の監視の下に有効性・効率性・妥当性を確保するために、行政評価の外部チェックシステムを検討します。	△	△	●	●	●	評価方法について検討中。	行政事務改善委員会第2分科会において検討中。	行政事務改善委員会第2分科会において検討中。	未実施。 具体的な取組方法を検討中。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。
22	民間活力の活用	22-1	民間委託の積極的な活用	事務事業全般について民間委託の可能性について検証し、民間委託により効率化が図れる業務については、積極的に民間委託を推進します。	△	△	●	●	●	事務事業の総棚卸しを整理した後、アウトソーシングの対象となる事業を検討。	検討中。	検討中。	民間委託可能な業務の洗い出しを実施している。			民間委託を積極的に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。
22	民間活力の活用	22-2	民間委託実施基準の作成	民間委託の実施にあたり、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保し、個人情報保護や守秘義務の確保に留意した基準の作成を行います。	●	●	●	●	●	市場化テスト実施方針の作成を検討中。	検討中。	検討中。	未実施。 具体的な取組方法を検討中。			民間委託を積極的に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
22	民間活力の活用	22-3	政策目的を重視する民間委託の推進	経済合理性のみならず、共通の社会目標を共有する住民やNPO法人と協働、住民参加などの政策目的をより重視する民間委託を推進します。	△	△	△	△	△	具体的な取組方法を検討中。	検討中。	検討中。	未実施。 具体的な取組方法を検討中。			民間委託を積極的に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。
22	民間活力の活用	22-4	PFI事業の活用	公共施設等の建設・整備については、民間資金等の活用によるPFI手法の導入を検討し、適切に事業活用を図ります。	△	△	△	△	△	検討中(PFI制度の実績等を調査)。	検討中(PFI制度の実績等を調査)。	検討中(PFI制度の実績等を調査)。	検討中(PFI制度の実績等を調査)。			民間資金を有効に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。
22	民間活力の活用	22-5	地方独立行政法人制度の活用	特定の事務事業について、自立的・効率的なサービスを提供を実現するため、民間譲渡の可能性を検証するとともに、公設民営化と比較検討し、地方独立行政法人制度の活用を図ります。	△	△	△	△	△	検討中。	検討中。	検討中。	未実施。			業務の自主性・自立性を高めて運営の透明化・自己責任化が図れるとともに、業務の効率的な運営が可能となる。
22	民間活力の活用	22-6	市場化テストによる民営化	市場化テスト(※9)により、事務事業の客観的な評価を行い、民営化の可能性を検証します。	△	△	△	△	△	導入の検討にあたり、対象となり事務事業を整理中。	検討中。	検討中。	未実施。			民営化への可能性を検証する上で、客観的な評価を得ることができる。
24	組織・機構の見直し	24-1	部制の導入	指揮・命令系統の整理・合理化や政策決定及び実施の効率化を図るため、当分の間、部制を導入します。	△	●	●	●	●	18年度から導入済。	H18年度から導入済。	H18年度から導入済。	H18年度から導入済。			指揮命令系統の一元化が図られる。
24	組織・機構の見直し	24-2	組織内分権の確立	部制の導入に伴い、政策・施策の実行責任を各部署に付与することを前提に、政策・施策の決定権限、予算・人員等の資源配分の権限等の移譲を図ります。	△	△	●	●	●	検討中。 ※)担当部署の見直しが必要。	予算、人事については実施している。	予算、人員については実施している。	予算、人員については実施している。			権限委譲により、行政運営の効率化、迅速な意思決定が図られる。
24	組織・機構の見直し	24-3	効率的な組織・機構の確立	時代の変化に対応した行政組織を構築するために、効率的な組織・機構のあり方について検証し、随時見直しを行います。	△	●	●	●	●	18年度から部制を導入。	H18年度から部制を導入。	随時見直しを図っている。	随時見直しを図っている。			簡素で効率的な組織・機構の構築を目指す。
24	組織・機構の見直し	24-4	権限委譲・必置規制改廃への対応	地方分権推進に伴う事務権限委譲、必置規制の改廃等に対して、実情に応じた組織体制と職員配置を図ります。	●	●	●	●	●	状況に応じて対応。	関連部局と連携しながら状況に応じて対応している。	関連部局と連携しながら状況に応じて対応している。	関連部局と連携しながら状況に応じて対応している。			時代の要請に対応できる組織体制、効果的な行政運営が期待できる。
25	支所等出先機関の再編	25-1	支所等出先機関の見直し	行政需要、市民ニーズ等を勘案し、支所・教育事務所等出先機関の組織、人員、事務事業等を検証して、随時見直しを進めます。	△	△	△	△	△	具体的な取組方法を検討中。	事務事業等を検証しながら状況に応じて対応している。	随時見直しを図っている。	実施済。 随時見直しを図っている。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、簡素で効率的な組織が期待できる。
25	支所等出先機関の再編	25-2	支所等出先機関の統廃合の推進	業務量、地域バランス、市民ニーズ等を検証して、支所・教育事務所等出先機関の業務の縮小、統廃合を年次的に進めます。	△	△	△	△	△	18年度から業務縮小を実施。建設、農林等において一部バラツキが見られるため支所で弊害が生じている。19年度見直しについて検討中。	教育事務所については見直し、拠点地域を中心に、東西南北事務所を設置し環境づくりを整えた。行政事務改善委員会第1分科会において、H20年度見直しについて検討中。	行政事務改善委員会第1分科会において、将来的な組織も含めて検討中。	実施済。 随時見直しを図り、一部支所をSCに再編した。また、支所・教育事務所等出先機関縮小・統合を順次計画中。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、簡素で効率的な組織が期待できる。
25	支所等出先機関の再編	25-3	本庁機能の分散化	行政運営の効率化を図るため、専門職の配置が必要な部門において、地域ブロック別に本庁分室等を設置し、本庁機能の分散化を図ります。	△	△	●	●	●	情報センター、トキ推進室、海洋深層水対策室等の一部で実施。今後については検討中。	先進地視察をし、行政事務改善委員会第1分科会において、部単位での支所への分室を検証中である。	一部でエリア化を実施しているが、実情に合わせた見直しを図っていく。	行政運営の効率化を図るため、分室等を設置試行した。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、簡素で効率的な組織が期待できる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果		
					17	18	19	20	21					17年度	21年度			
27	総合調整機能の充実	27-1	政策目的対応型組織の確立	明確な政策ビジョン、構築された政策・施策体系に基づき、効果的・効率的に事務事業を処理する組織編成を目指します。	△	△	△	△	△	具体的な取組方法を検討中。	行政評価システムを有効活用した組織編成の仕組みづくりを目指す。	行政評価システムを有効活用した組織編成の仕組みづくりを目指す。	行政評価システムを有効活用した組織編成の仕組みづくりを検討中である。			市民ニーズに迅速で的確な対応が可能となる。		
27	総合調整機能の充実	27-2	応答性の高い柔軟な組織編成	政策・施策・事務事業について実施される不断の見直しのサイクルに応じた、応答性の高い柔軟な組織編成を進めます。	△	△	△	△	△									市民ニーズに迅速で的確な対応が可能となる。
28	組織の簡素化と所管の明確化	28-1	組織階層の簡素化	職制を見直し、各職員の責任と権限を明確にして、意思決定過程の簡素化されたフラットな組織にすることを進めます。	△	△	△	△	△	具体的な取組方法を検討中。	総務課と連携しながら取り組んで行く。	総務課と連携しながら取り組んで行く。	行政SCを1係制としフラット化試行を実施した。			簡素で効率的な組織が期待できる。		
28	組織の簡素化と所管の明確化	28-2	組織・機構の所管の明確化	本庁と各支所・教育事務所の所管を明確にし、業務の効率化を図るとともに、市民に分りやすく、利便性を重視した組織を目指します。	△	●	●	●	●	所管の明確化の前に事務事業の明確化を図り整理を行うべく作業中。	行政事務改善委員会第1分科会において、H20年度見直しについて検討中。	行政事務改善委員会第1分科会において、将来的な組織も含めて検討中。	行政事務改善委員会第1分科会において、将来的な組織も含めて検討中。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、効率的な組織が期待できる。		
29	流動的・効率的な組織の確立	29-1	連携システムの確立	多種多様な市民ニーズに迅速に対応するため、部・課等の垣根を越えた横断的な連携システムの構築を進めます。	△	●	●	●	●	具体的な取組方法を検討中。	連携システムの確立に必要な業務の洗い出しを行ったうえで検討。一部の機関において検討している。	確立はされていないが、一部で実施している。	確立はされていないが、頻繁にプロジェクトチームを立ち上げ、効率的かつ迅速な施策検討を図っている。			市民ニーズに迅速で的確な対応が可能となる。		
29	流動的・効率的な組織の確立	29-2	繁忙期応援体制の構築	増加する行政需要に対応するため、業務の繁閑に応じて相互の応援体制が組める効率的な組織の確立を進めます。	△	●	●	●	●									組織の活性化と行政運営の円滑化が図られる。
29	流動的・効率的な組織の確立	29-3	グループ制の導入	担当間の業務量の不均衡の解消、職員の幅広い知識の習得を図るため、各組織の業務内容に応じてグループ編成を行い、流動的な職員配置を行う組織体制を導入します。	●	●	●	●	●									
30	適材適所の職員配置	30-3	事務事業終了時の見直し	事務事業の終了時において、関連する組織・定員を見直し、新たな行政課題や市民ニーズに即応した組織・機構の整備を、スクラップ・アンド・ビルドを踏まえて行います。	△	△	●	●	●	具体的な取組方法を検討中。	国体準備室、トキ準備室で実施済である。	<ビルド>国体推進課、交通政策課、道路公園管理室、トキ共生・環境課、収納対策室、世界遺産・文化振興課で実施。 <スクラップ>秘書課、水産課、家庭相談室を実施。	国体推進課、債権収納対策課等、随時実施している。			市民ニーズに迅速で的確な対応が可能となる。		
32	事務決裁権限の見直し	32-1	事務決裁権限の見直し	職制に応じた職務権限と責任の明確化及び事務の効率化を図るため、事務決裁権限、専決範囲等を可能な限り下部へ移譲します。	△	●	●	●	●	18年度の組織再編に伴い見直し済。	H19年度の組織再編に伴い見直し済。	組織再編に伴い見直し済。	組織再編に伴い随時見直し済。			事務手続きの簡素化・効率化が図られるとともに、意思決定の迅速化が可能となる。		
33	職員定数の適正化	33-1	定員適正化計画の策定	職員数削減の数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図ります。(数値目標:5年間180人・10.56%削減)	●	●	●	●	●	H18年4月1日 1,645人	H19年4月1日 1,590人	H20年4月1日 1,510人	H21年4月1日 1,453人 252人・14.78%削減、採用職員74人	1,705人 (H17.4.1)	1,525人 (H22.4.1)	人件費の削減と職員定数の適正化が図られるとともに、計画的な組織の合理化、職員の適正配置に取り組む。		
47	行政手続きの簡素化	47-3	押印廃止の取り組み	「押印見直しガイドライン」に基づき、新たな指針を定めて、各種申請書及び庁内文書について極力廃止の方向で検討します。	△	△	●	●	●	検討中。	関連部局と連携しながら取り組んで行く。	関連部局と連携しながら取り組んで行く。	関連部局と連携しながら取り組む。			市民の利便性が向上するとともに、事務事業の効率化が図られる。		

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	
					17	18	19	20	21					17年度	21年度		
8	公有財産管理運営の見直し	8-1	指定管理者制度の活用	指定管理者制度を導入し、公共施設の効率的な管理運営及び住民サービスの向上と経費の節減を図ります。	●	●	●	●	●	18年度から54施設が指定管理に移行済。18年度中に施設の総見直しを行い、新たに指定管理に移行する施設を選定。また、講師を招き指定管理者情報交換会を7月18日に開催。サービス向上の意識徹底を図る。	55施設が指定管理に移行済である。更新時に併せて施設の在り方を検討する。	52施設が指定管理に移行済である。H21年度更新施設については、デイサービスセンター4件を譲渡、高齢福祉施設4件を廃止する。継続しない施設は8件。また、今年度から事業評価委員会を設置し、指定管理施設の事業評価を実施する。	指定管理施設制度導入施設:41施設			公共施設の管理運営を見直し、指定管理者制度等を活用することにより、運営コストの削減が可能となる。 また、民間活力の活用により、サービス提供水準の向上や地域経済の活性化が期待できる。	
8	公有財産管理運営の見直し	8-2	直営施設管理運営の適正化	施設の管理運営方法を見直すとともに、管理経費の節減を行います。また、譲渡、廃止等を視野に入れた施設のあり方について根本的な見直しを行います。	△	△	●	●	●	18年度から事務改善委員会及び庁舎周辺建設検討プロジェクトにおいて調整中。	H18年6月に策定した見直し指針及びH19年7月に通知した見直し通知により、公共施設の根本的な見直しを実施している。	H18年6月に策定した見直し指針及びH19年7月に通知した見直し通知により、公共施設の根本的な見直しを実施している。	公共施設の見直し指針に基づき、譲渡、廃止等を年次的に行っている。 H20年度譲渡施設:4施設 H21年度譲渡予定施設:2施設 支所・SC庁舎の統廃合:3施設			公共施設の管理運営を見直し、指定管理者制度等を活用することにより、運営コストの削減が可能となる。 また、民間活力の活用により、サービス提供水準の向上や地域経済の活性化が期待できる。	
8	公有財産管理運営の見直し	8-3	公有財産の有効活用	市有地、各種施設の利用実態を把握し、未利用市有地の処分、遊休施設の利用目的の転換や処分等の検討を進めます。	△	△	●	●	●	基本となる財産の把握を、8月中に各支所を巡回し、佐渡市の考え方を統一したなかで整理する。	【建設課】耐用年数を考慮しながら借地解消をして行く。 【防災管財課】市有財産4件を売却済。賃借物件について単価の統一化は過去の経緯から統一が難しい状況にあり、随時見直しを検討する。公用車については利用状況を把握し、本庁にて一元管理(現業課以外)を実施。10台削減予定。庁用備品については、財務規則を改正し備品管理体制の見直しを図る。	・市有財産(遊休地・遊休施設)7件を売却済み。(公売5件・一般2件)今年度中に20件程度を売却予定。 ・施設の解体については、今年度2件、譲渡については4件を予定。 ・財産区については、7区廃止予定。 ・賃借料の単価については、行政財産目的外使用条例の使用料算定基準に準ずる方針で運用。 公用車については、利用状況を把握し、本庁にて一元管理(現業課以外)を実施。10台削減予定。	H20年度実績 ・遊休地・遊休施設公売実績:3回 売却実績:15件(公売8件・一般7件) ・施設の解体:5件 ・財産区廃止:6財産区 ・公用車削減:10台 H21年度目標数値 ・遊休地・遊休施設公売回数:3回 ・売却実績:20件(公売10件・一般10件) ・施設の解体:2件 ・財産区廃止:3財産区 ・賃借料の単価については、行政財産目的外使用条例の使用料算定基準に準ずる方針で運用。 公用車については、利用状況を把握し、本庁にて一元管理(現業課以外)を実施。10台削減予定。			遊休施設や未利用市有地等の有効活用を進めることにより、行政運営の効率化を高めることを目指す。	
8	公有財産管理運営の見直し	8-4	賃借物件等の見直し	賃借物件については、その必要性を検証し、不必要な物件については契約解除することを前提に、金額等の統一化を図り、契約の適正化に努めます。	△	△	●	●	●								受益や負担の公平性が図られる。
8	公有財産管理運営の見直し	8-5	備品等管理体制の見直し	公用車については、利用状況を把握し、再配置を行うとともに、適正な管理体制を構築します。また、庁用備品についても、再配置や更新計画の策定等、効率的で適正な管理に努めます。	△	△	●	●	●								公用車、庁用備品の管理体制を整備することにより、効率的な財産管理を目指す。
31	危機管理体制の充実	31-1	緊急時情報システムの整備	市民の生命・財産の安全を確保するため、防災行政無線等の情報システムを市内全域に整備し、自然災害等の緊急時における周知体制を確立します。	●	●	●	●	●								整備しない。
31	危機管理体制の充実	31-2	地域防災計画の策定	災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定するとともに、ハザードマップ(※11)、対応マニュアルを作成します。	●	●	●	●	●	地域防災計画・ハザードマップは策定済。対応マニュアルについては、作成に向け検討中。	地域防災計画については、組織改編による見直しを暫定版にて行った。ハザードマップの見直しについて準備中である。	地域防災計画は策定済。地域防災計画修正のため、防災会議を開催し、新潟県と変更協議中。ハザードマップは、電子データ化による見直し作業中。			災害や緊急時における危機管理体制が確立され、市民の安全・安心の確保が図られる。		
31	危機管理体制の充実	31-3	危機管理体制の整備	常備消防、消防団、自主防災組織等の充実強化を図り、緊急時における各行政機関の連携強化を進めて、確固たる危機管理体制を構築します。	△	●	●	●	●	集中改革プランの項目として適当か要検討。	自主防災組織は、補助金交付要綱とマニュアルを策定し今年度中に嘱託員等を通じて結成に向け推進中。現在の自主防災組織率は12.4%である。	地域防災力の向上と災害時の減災を図るため、集落での自主防災組織の立ち上げを推進中。現在の自主防災組織率は50.1%である。	災害時の地域における初動体制の強化を図るため、自主防災組織結成を推進している。現在の組織率は71.6%(254組織)である。自主防災リーダー研修会の開催や訓練マニュアルを整備し、充実した支援を行っている。			災害や緊急時における危機管理体制が確立され、市民の安全・安心の確保が図られる。	
31	危機管理体制の充実	31-4	安全・安心のまちづくり	地域安全パトロールや地域住民による防災・防犯活動の支援体制の確立等、警察・地域住民と連携した地域の安全の確保を図ります。	△	●	●	●	●	東西の安全協会を一本化に向け協議中。(組織・規則案は提示済)	佐渡市安全安心まちづくり協会の結成により、関係団体との情報共有化を図り、市内の防犯活動を一本化を行う。また各支会を組織することで地域住民と連携した防犯活動を行なう。	警察、佐渡市安全安心まちづくり協会と各地区の支会が連携し、地域住民が参加する防犯活動を行った。			災害や緊急時における危機管理体制が確立され、市民の安全・安心の確保が図られる。		
44	地域情報化の推進	44-2	ネットワークの基盤整備	行政情報や災害時の緊急情報等を市民に提供するために、市内全域にCATV網や防災行政無線の整備に取り組みます。	●	●	●	●	●	—	ケーブルテレビ網を使った防災情報の告知情報の提供などを検討している。	ケーブルテレビ網を使った防災情報の提供などを検討している。	災害時の緊急情報等を市民に提供するネットワーク構築のための検討委員会を設置し、今年度中に方針を決定する。			情報の共有により、市民参画の推進や市民の一体感の醸成が図られるとともに、市民生活の向上と円滑な市政運営が期待できる。	

集中改革プラン

総務部 防災管財課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
51	市民との役割分担の構築	51-4	安全・安心のまちづくりの協働	市民の自主的な防災組織や防犯組織の育成に努め、各種訓練や地域住民の意識の高揚を図って、安心・安全のまちづくりを推進します。	△	△	●	●	●	集中改革プランの項目として適当か要検討。	集中改革プランの項目として適当か要検討。	集中改革プランの項目として適当か要検討。	災害時の地域における初動体制の強化を図るため、自主防災組織結成を推進している。現在の組織率は71.6%(254組織)である。市の整備として活動補助金制度を創設し、集落が行う訓練や資機材整備の促進を図っている。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
1	財政計画の策定	1-1	財政計画の策定	中期的な財政収支の見通しを示す財政計画を策定し、公表します。	●	●	●	●	●	現在の財政計画の見直し作業を始めている。8月を目処に策定。	交付税の削減幅が大きく再見直し中である。年内(12月)には公表する予定である。	H19年12月に公表。	H21年8月25日中間取りまとめをした佐渡市将来ビジョンの歳出歳入改革の見通しに沿って、H31年度までの財政計画をH21年12月に策定・公表予定。			計画的な財政運営が図られるとともに、財政健全化に向けての目標設定を行うことができる。
2	財政指標の目標値設定	2-1	経常収支比率	経常収支比率(※1)85%以下を目指します。	●	●	●	●	●	17年度決算86.2% 85%に向けて抑制を続ける。	H18年度決算87.3%となっており、施設等合理化が図れれば低減できる。	H19年度決算により90.9%と大幅に上昇した。要因としては、普通交付税の大幅な減少(約7億)のほか、施設の統廃合や事務事業の合理化が進まず、経常経費の削減が出来なかったことが考えられる。	H20年度決算数値は85.8%と改善された。要因としては、地方・離島に手厚く普通交付税の配分がされたこと、加えて経常経費充当一般財源(人件費等)が前年比で約3億円減少した。	85.8% (H16)	85.00%	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な自主財源の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減、市債発行の抑制等を図り、具体的な財政健全化の取り組みが行える。
2	財政指標の目標値設定	2-2	起債許可制限比率	起債許可制限比率(※2)11%以下の水準を維持します。	●	●	●	●	●	17年度10.6% 今後も維持していく。	H18年度9.9%。当初ベースでの借入れの抑制を図り、今後も維持していく。また、起債の繰上げ償還(今年度7%2,000千円、来年度6%)や借り換えを検討している。	H19年度は9.8%で、昨年度より0.1%低下した。要因として、合併特例債事業等の交付税措置の高い優良債の借入により公債費の抑制が考えられる。また、H20年度以降については、高金利債の繰上げ償還を予定している。	H20年度決算数値は9.9%で、前年とほぼ同じ数値で目標の11%以下を達成している。	10.7% (H16)	11.00%	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な自主財源の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減、市債発行の抑制等を図り、具体的な財政健全化の取り組みが行える。
2	財政指標の目標値設定	2-3	財政力指数	財政力指数(※3)0.300以上を目指します。	●	●	●	●	●	17年度0.275(3ヵ年)0.292(単年) 16年0.290(単年)	H18年度0.293(3ヵ年)、0.297(単年)	H19年度0.298(3ヵ年)、0.306(単年)	H20年度0.296(3ヵ年)、0.284(単年)	0.260 (H16)	0.300	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な自主財源の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減、市債発行の抑制等を図り、具体的な財政健全化の取り組みが行える。
3	成果重視の財政運営	3-1	財政の分析・公表	バランスシート(※4)や行政コスト計算書(※5)等を用いた財政分析を進め、行財政運営に活用するとともに、市民に財政状況を公表して、コスト意識の醸成を図ります。	△	●	●	●	●	本年度、BS、行政コスト計算書を作成(電算システムを取り入れ作成)する。また、内容を分析し、住民向けに解り易い内容で公表する。	昨年度の決算から作成している。H18年度決算から分析して公表を検討している。(BS、行政コスト計算書)	バランスシートや行政コスト計算書についてはH17年度決算から作成しており、H18年度決算から分析して公表することで準備を進めていたが、H19年10月17日の自治財政局長通知により、連結による財務書類4表の整備・公表について要請があり、H20年度決算に基づき、H21年度に財務書類4表の公表を考えている。なお、他団体と比較可能な「財政比較分析表」については、H16決算から市HPにより公表している。	財務書類4表については、H20年度決算に基づき、H21年中に公表予定。なお、財政比較分析表については、H16決算から市HPにより公表している。バランスシートと行政コスト計算書も含めて6表として、公表する予定。公表の仕方は他自治体を参考して検討したい。			企業会計的手法や行政評価を財政運営に取り入れることにより、費用対効果が明確となり、成果重視の財政運営が図られる。
3	成果重視の財政運営	3-3	成果重視の予算編成	枠配分方式を導入して、財源配分型の予算編成を行うとともに、施策の実施状況の評価を行い、その結果を踏まえた成果重視の予算編成システムを確立します。	△	●	●	●	●	18年度に先進地視察を実施。行政評価と連携したスタイルの構築を目標にしているが、行政評価システムの構築までの間は、秘書課で整理した政策をベースに予算配分を行うよう調整。19年度は経常経費10%削減を検討中。	枠配分、経常・臨時に分けて実施している。新年度は予算編成方針において、H20年度は経常9.5%減である。	H20年度まで行った各部に対する枠配分方式に限界が見えたため、H21年度については、行政改革課の協力のもと施策評価による予算配分をするように準備を進めている。	行政評価の施策評価に基づく各部への枠配分方式の実施、及び将来ビジョンの成長力強化戦略となる政策経費による編成作業を進めている。			企業会計的手法や行政評価を財政運営に取り入れることにより、費用対効果が明確となり、成果重視の財政運営が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
10	補助金等の整理合理化	10-1	補助金等交付基準の作成	交付対象事業・制度について、既得権や前例にとらわれず、客観性と公平性を確保するために、交付基準を作成します。	●	●	●	●	●							補助金のあり方を見直し、交付基準を確立することにより、整理合理化が図れる。
10	補助金等の整理合理化	10-2	サンセット方式の徹底	全ての補助金について、補助目的の達成度を評価して終期を設定し、終期の到来時に新たな措置が講じられない限り、自動的に廃止されるサンセット方式を導入します	△	△	●	●	●							補助に対する均等化・公平化が図られるとともに、透明性の確保と適正・効果的な交付が実現し、財政の健全化につながる。
10	補助金等の整理合理化	10-3	小額補助金の廃止	補助総額5万円以下の小額補助金については、交付団体の自助努力を促す目的で、原則廃止の方向で整理合理化を進めます。	△	△	●	●	●	事務改善委員会と財政課の連携で調整を進める。本年度は現状調査を実施し、可能であれば19年度予算に反映。		予算査定時において、交付基準の作成、サンセット方式の採用、小額補助金の廃止等について説明を行っている。補助金の交付金化は事務改善委員会で協議、検討している。				補助に対する均等化・公平化が図られるとともに、透明性の確保と適正・効果的な交付が実現し、財政の健全化につながる。
10	補助金等の整理合理化	10-4	第三者検討機関の設置	補助金の必要性や費用対効果、統合・調整等を総合的に検討するために、民間有識者を含めた第三者検討機関を設置します。	△	△	●	●	●							補助事業に対して住民の視点からの検討を加えることで、より公平性・透明性が図られる。
10	補助金等の整理合理化	10-5	補助金の交付金化	補助金を目的化せず、最大限の効果が得られる形で自由に工夫ができる交付金型に転換していくことを進めます。	△	△	△	△	△							自由度を高めることで、補助効果を増大させる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
6	新たな財源の創出	6-3	経済特区の活用	民間の活動を活性化するため、経済特区(※6)等を活用し、各種規制の緩和に向けた取組を進めます。	△	△	●	●	●	どぶろく特区(18年3月31日認定)、佐渡ナンバー特区(実施見込みなし)、ノービザ特区(18年1月申請に向け準備中)、投資移民特区(県と調整中)。	どぶろく特区は開始1件、準備中1件、投資移民特区(国、県と調整中、年内に方向性が確定予定)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●どぶろく特区→製造・提供1件準備中の1件について「製造免許の要件」に合わず製造免許の申請を見合わせていたが、H20年6月の構造改革特別区域基本方針の一部変更により製造免許の要件が整備されたため、来年度の製造開始を目指す。</li> <li>また、特産酒類(果実酒・リキュール)の製造事業も規制緩和されたので、佐渡らしい特区にならないか検討したい。</li> <li>●投資移民特区→移民政策は佐渡市のみで出来るものではない。国・県も含めて検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●どぶろく特区については、全国展開されており特区としての特色を出すのが難しい。外海府地区で山葡萄を使った地域活性化ができないか検討を始めている。</li> <li>●投資移民特区については、佐渡市企画振興課地域振興係、離島交流係、国際観光誘致室の他、県国際交流課、国際交流協会との連携をとり、国際交流の基盤づくりのため引き続き検討を図る。</li> </ul>			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。
6	新たな財源の創出	6-4	地域再生の取り組み	地域経済の活性化し、地域における雇用機会を創出するために、地域再生計画を策定し、新たなアイデアや技術の開発、エネルギーや有機資源を活用した起業化を推進します。	△	△	●	●	●	「佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録」「トキの野生復帰」「伝統芸能と文化」を3本柱とした計画概要を準備委員会に示し、本庁各課の課長補佐に提案を募った。今後内容を精査し、佐渡市地域再生研究会で検討する。	5月22日に申請、7月4日に「人とトキが共に生きる島づくり計画」が承認。事業の取り組みについて各課と調整している。進捗管理は企画振興課で行っている。佐渡市地域再生研究会は継続して研究していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域再生計画19年度認定2件</li> <li>・「人とトキが共に生きる島づくり」計画</li> <li>佐渡緑のサイクル協同組合が木質チップを製造、市の温泉施設(畑野・新穂)2箇所でチップホイヤーを稼働させている。</li> <li>また、ペレット製造機も整備したことから、一般家庭等へペレットストーブ17台を試験導入し普及活動を行っている。</li> <li>・「健やかで思いやりのあふれる島づくり」計画</li> <li>障害のある人の雇用促進を図るため、既存の施設を転用して、施設を整備し、事業拡大を図る。障害者の就労機会の増加、自立支援の推進が期待されている。(NPO法人アイランド畑野が豆腐製造場として利用)</li> <li>○地方再生戦略の施策</li> <li>・「新たな公」によるコミュニティ創生モデル事業にNPO佐渡芸能伝承機構の「伝承芸能の機能を活かした集落の賑わい創生」計画が採択され、「集落が大切に伝承した芸能や祭り等(集落の宝)の利活用による集落機能の維持」をテーマに取り組む。</li> <li>・ふるさと地域力発掘支援モデル事業に</li> <li>①越の松原・夕日の森整備協議会、②小木三崎百年プロジェクト協議会の2件の「ふるさとづくり計画」が採択された。</li> <li>①は、地元「八幡いも」の生産と担い手不足による耕作放棄地対策を市民農園等の方法により、再生を目指す取り組み。</li> <li>②は、「島の半島を起点に、三つの循環を取り戻し、創り出す」をテーマに初年度は山と海のつながりである「たらい舟」に着目し体験プログラム等の可能性を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方再生戦略の施策(継続採択)</li> <li>・「新たな公」によるコミュニティ創生モデル事業にNPO佐渡芸能伝承機構の計画が採択された。</li> <li>・ふるさと地域力発掘支援モデル事業に</li> <li>①越の松原・夕日の森整備協議会、②小木三崎百年プロジェクト協議会の2件の「ふるさとづくり計画」が採択された。</li> <li>○異業種連携事業</li> <li>・地域づくりと地域経済の振興及び雇用の安定確保を図るため、建設業の異業種との連携に関する取組みへの支援を行う。異業種連携助成事業：要望10件、採択7件</li> <li>○集落支援モデル事業</li> <li>・高齢化が進み、集落の活力が無くなってきている現状に鑑み、個性と魅力ある地域づくり、及び集落の活力回復につながる取組みへの支援を行う。安養寺集落と外海府地区にてモデル事業を実施。</li> <li>・外海府地域の活性化のための構想書策定のため、「過疎集落の安心・安定の暮らし維持構想策定事業」に採択された。</li> </ul>			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。
6	新たな財源の創出	6-5	定住化の促進	空き家対策事業等の有効活用や安全安心のまちづくりに取組み、定住化を促進します。	●	●	●	●	●	17年実績2件、18年は3件が成約。18年度に空家の再調査を実施。紹介は市が行うが、契約行為は個々にまかせているので、作業体制の見直しを検討中。	H18年の成立件数6件。官民協働により、これまでの空き家情報のほかに、不動産屋の一部の空き家、市の空いている住宅等の情報の共有化を検討している。	H19年度の新規登録件数10件、成立件数7件。 H20年9月1日に新潟県宅地建物取引業協会佐渡ブロックと空き家情報システムの相談等に関する協定を締結。(県下市町村初) 宅地建物取引業協会加盟店保有の空き家情報の共有化について調整を図る。 H20年9月末現在新規登録件数4件、成立件数3件、継続協議中7件。	H20年度の新規登録件数8件、成立件数6件。 昨年の新潟県宅地建物取引業協会との協定に引き続き、空き家の改修の相談、見積り等を無料で実施できるよう8月4日に新潟県建築組合連合会佐渡支部と協定を締結。 民間の協力を得ながら、今年度から佐渡暮らしをイメージできるよう農林業体験を実施(2回)、参加者延べ17名、このうち3名が佐渡に移住。 H21年9月末現在新規登録件数13件、成立件数6件、交渉中4件。			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
43	情報基盤の整備	43-1	電子市役所の構築	行政情報の電子化、ネットワークによる行政事務の効率化を推進して、市民サービスの向上に努めます。	●	●	●	●	●							時間、場所等の制約を受けない行政サービスの提供が可能となり、利便性の向上が図られる。
43	情報基盤の整備	43-2	行政情報データベースの構築	行政情報のデータベース化を更に促進し、庁内での有効利用を図るとともに、ICTを活用して市民への情報公開を行います。	●	●	●	●	●	本庁・支所間のネットワークは整備済み。 例：図書館にある36万冊の書籍情報も自宅から検索が可能(貸出数が倍以上に上昇)。	各部局と連携しながら、引き続き仕組みを構築して行く。 電子申請システムも検討したが、投資効果を検証しながら申請・届出等については検討中。	H20年度 ・地籍管理システムの統合構築 ・消防本庁舎新築に伴う、消防用ネットワーク整備 ・電子入札、証明書等の自動交付など、行政事務の電子化を検討中	情報通信ネットワークを利用した、行政事務の効率化と市民サービスの充実を図るため、各課と連携を取りながら行政事務処理の電子化を推進している。  H21年度 ・基幹業務および財務会計等システムの更新			時間、場所等の制約を受けない行政サービスの提供が可能となり、利便性の向上が図られる。
43	情報基盤の整備	43-4	行政手続きの電子化	本庁、支所及び各施設間のネットワークを整備し、ICTを活用した様々な申請・届出等の手続きを行えるシステムを構築します。	△	△	△	●	●							事務処理の効率化が図られるとともに、市民の利便性が図られる。
43	情報基盤の整備	43-5	地図情報システム(GIS)の導入	地図情報システム(GIS)(※13)を導入し、事務事業の簡素化、効率化を図り、市民サービスの向上に努めます。	△	△	△	●	●	検討中。	投資効果を検証しながら、検討して行く。	電子地図の高度利用を推進し、行政事務の効率化を図るとともに、統合型GIS導入に向け投資的効果を検証し導入を検討している。地籍管理システムの統合と構築(H20年度)。	電子地図の高度利用を推進し、行政事務の効率化を図るとともに、統合型GIS導入に向け投資的効果を検証し導入を検討している。			事務事業の効率化と防災等の行政機能が高まるとともに、市民サービスの向上が図られる。
43	情報基盤の整備	43-6	情報セキュリティの確保	個人情報の保護機能を高めるため、情報セキュリティの管理体制を強化し、適正な運用を確保します。	△	△	●	●	●	17年度に情報セキュリティーポリシー策定済。 18年度は調整作業を行う。	H18年度から情報背キュリティ委員会を立ち上げ、今年度も実施している。新人研修1回、全職員研修1回を予定している。	市職員への情報セキュリティに対する意識啓発のため、新任職員研修を実施し、また今年中にセキュリティ研修会を計画している。 情報セキュリティ委員会を開催し、適正運用の管理体制、職員の情報セキュリティに対する意識改革を推進している。	市職員への情報セキュリティに対する意識啓発のため、新任職員研修を実施している。 情報セキュリティ委員会を開催する予定。			個人情報保護について市としての意思統一が図られ、市民からの信頼が得られる。
44	地域情報化の推進	44-1	地域情報化の推進	ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、ICTの活用により、市民の行政情報の入手を容易にし、市政への市民参画を促進するために地域の情報化を推進します。	●	●	●	●	●							情報の共有により、市民参画の推進や市民の一体感の醸成が図られるとともに、市民生活の向上と円滑な市政運営が期待できる。
44	地域情報化の推進	44-2	ネットワークの基盤整備	行政情報や災害時の緊急情報等を市民に提供するために、市内全域にCATV網や防災行政無線の整備に取り組みます。	●	●	●	●	●	20年3月迄に全島にケーブル網を整備する。 ※防災無線については、防災管財課と調整。	今年度のケーブルテレビ網の整備完了により、情報化の推進が図られる。ケーブルテレビ網を使った防災情報の告知情報の提供などを検討している。	CATV網による情報通信ネットワーク整備が完成した(H19年度)。情報の高度化・共有化を図るためケーブルテレビへの加入促進を行い、情報通信ネットワークの有効利用方法を検討中。 実績：上下水道施設の管理通信網、本庁・支所間のIP電話網に利用し、通信経費の削減を行なっている。 今年度、CATVネットワークを利用した市民への防災情報伝達、高齢福祉面での利用を担当課と検討している。 市民の情報共有のためCATV加入率70%を目標として加入促進を行なっているが、9月末時点では56.06%となっている。	CATV網による情報通信ネットワークの活用について、携帯電話会社への伝送路としての提供を通じて携帯電話の不感地域解消を推進している。 H21年度には伝送路の一部としてCATV網を活用し、赤泊地区を中心に佐渡市が携帯電話の基地局を整備し、ほぼ全ての地域で不感地域を解消する予定です。 また、情報の高度化と市民の情報共有を図るためにもケーブルテレビへの加入促進を行っており、CATV加入率については70%を目標として加入促進を行っている。9月末時点では58.37%となっている。 防災情報伝達、高齢福祉面での利用については、引き続き検討がされている。			情報の共有により、市民参画の推進や市民の一体感の醸成が図られるとともに、市民生活の向上と円滑な市政運営が期待できる。
44	地域情報化の推進	44-3	情報格差の是正	情報基盤の整備により、地域間の情報格差の是正を図るとともに、支所及び各施設に情報端末を設置するなど、情報サービス提供体制の整備に取り組みます。	△	△	△	●	●			H19年12月から市民向けメール配信サービスをスタートし、防災、火災、防犯、観光情報を提供している。登録件数は10月10日現在で2,861件となっている。	市民向けメール配信サービスについては、引き続き検討がされている。 防災情報伝達、高齢福祉面での利用については、引き続き検討がされている。			市民サービスの維持向上が図られる。
48	情報の提供と共有	48-4	eコミュニティの実現	ICTを活用して、情報を市民と共有し、コミュニケーションを活性化させることで、市民との協働を推進させるeコミュニティ(※14)の実現に向けた取り組みを進めます。	△	△	△	△	△	20年3月迄に全島にケーブル網を整備する。	ケーブルテレビ網の有効利用により進めていく。加入率70%を目標に加入促進を図る。	ブロードバンドゼロ地域の解消、CNSコミュニティchを活用した行政や地域活動の情報を提供し、市民の情報共有と地域の活性化を図っている。	ブロードバンドゼロ地域の解消、CNSコミュニティchを活用した行政や地域活動の情報を提供し、市民の情報共有と地域の活性化を図っている。			行政情報を積極的に市民に提供することにより、市民参画の推進が図られる。



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
45	窓口対応の向上	45-2	市民満足度調査の実施	アンケート等によるCS(市民満足度)調査を実施し、市民の行政サービスに対する意向を把握して、業務の改善を図ります。	△	△	●	●	●	行政評価の外部評価的要素があるので、今後関係課と検討し進める。	総合計画後期計画策定に向けて検討中。	窓口サービスアンケートについては、市民課で実施した結果が9月の市報佐渡に掲載。満足度は昨年度に比べ8ポイント向上している。	総合計画見直しのためアンケートを実施し、市民の意向を総合計画に反映させていく。窓口対応の向上については、市民課で行動目標を立て実施している。			市民の意向を的確に反映した市政運営が図られる。
49	市民参画の推進	49-1	自治基本条例の制定	市政運営やまちづくりを、市民参画や協働によりながら進めることを基本理念とした自治基本条例の制定に取り組めます。	△	△	●	●	●	総合計画の基礎となるものであり、既に総合計画が策定されている中で取り扱いの検討が必要。	総合計画の基礎となるものであり、既に総合計画が策定されている中で取り扱いの検討が必要である。	総合計画の基礎となるものであり、既に総合計画が策定されている中で取り扱いの検討が必要である。	総合計画と合わせ、将来ビジョンを策定しているところで、市民からなる審議会やアンケート、タウンミーティング等の実施により広く市民から意見を求めている。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。
50	市民との協働体制の確立	50-1	地域コミュニティ活動の推進	自治会等の地域コミュニティ団体の活動を支援し、地域の課題に対して協働で取り組む体制づくりを行います。	△	△	●	●	●	活動支援としてチャレンジ事業を展開中。16団体が様々な地域おこし活動を実施中。	H18年度実績 38件。H19年度は9月末現在で33件。活動支援としてチャレンジ事業を展開中。	活動支援としてチャレンジ事業を展開中。H19年度申請46件、採択38件。H20年度は一次募集による申請43件、採択33件。二次募集による申請5件、採択2件。事業のノウハウの共有化を図る為、成果事例発表会を8月に開催した。	活動支援としてチャレンジ事業を展開中。H20年度事業は継続28件、新規要望20件、うち採択7件。H21年度事業は継続15件、新規要望14件(一次8件、二次6件)、うち採択7件(一次4件、二次3件)。			市民との協働による行政運営が推進される。
50	市民との協働体制の確立	50-2	市民団体、NPO等の支援	ボランティア団体等の市民団体やNPO等による自発的な活動を支援するとともに、特定の行政課題について、協働して取り組むことができるように支援、育成を図ります。	△	△	●	●	●	環境づくりに向け、NPO支援センターを19年度に設置するよう準備中。	NPO支援センターをH20年度に設置する。	NPO支援センター設置に向けてNPOと協議しているが、NPO側からNPOのみの支援であればセンターは不要との意見があったため、NPOに市民団体等を加えた新たなセンター構想を協議中。	支援センター設立構想は、運営主体等の問題で必要性を再検討中。また関係各課において、福祉、環境やまちづくり等の分野で補助金や事業協力を通して、NPO等の支援、育成を図っている。			市民活動やまちづくりに関わる行政分野の担い手として、連携が深まり、役割分担が図れる。
50	市民との協働体制の確立	50-4	ワークショップの活用	市民が参加する委員会等の実効性を図るため、ワークショップ(※15)を活用して、市民の声を反映させます。	△	△	●	●	●	各課で実施。引き続き啓蒙活動に取り組む。	各課で実施。引き続き啓蒙活動に取り組む。	各課で実施。引き続き啓蒙活動に取り組む。	H21年は健康推進(しまじと元気応援団2回126人)関係や世界遺産関係(1回、35人)等、各課でワークショップを実施した。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。
50	市民との協働体制の確立	50-5	学習・活動の場の提供	市政に関する学習機会を提供するとともに、NPO等と連携した学習の場の開設に努めます。	△	△	●	●	●			CATVや広報紙等を活用して、市民に行政情報を分かりやすく提供することを、現在企画財政部長を中心に進めている。また、地域等の要望により出向いて講習会をする「出前講座」の検討をする。	H21年3月にNPO法人による歴史的建造物の講演会に対し支援を行うなど、協働での取組を進めている。追加経済対策や将来ビジョンの策定に当たっては、逐一CNS等により情報提供をし、市民の関心を図っている。トキ(約40名)や世界遺産(60人)の分野等、各課で市民がボランティアに参加できるシステムができています。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。
51	市民との役割分担の構築	51-1	事務事業の協働	企画段階から実施まで地域住民が参画する事業を推進するとともに、特定の行政分野にボランティアとして参加できるシステムを構築します。	△	△	●	●	●	企画段階から実施まで地域住民が参画する事業を推進するとともに、特定の行政分野にボランティアとして参加できるシステムを構築します。	ルールを作る方向で検討する。					市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。
52	男女共同参画社会の推進	52-1	男女共同参画推進プランの策定	男女共同参画社会の形成に向けた政策を総合的、体系的に推進する指針として、男女共同参画推進プランを策定します。	●	●	●	●	●	庁内策定委員会を2回開催。検討委員会を1回開催済。残り4回の委員会で男女共同参画推進プランを策定予定。	男女共同参画推進プランは策定済である。	男女共同参画推進プランは策定済である。	男女共同参画推進プランは策定済である。			男女共同参画社会の形成を推進することができる。
52	男女共同参画社会の推進	52-3	男女平等の意識づくりの推進	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行に改善するため、様々な学習機会を提供して住民意識の改革に取り組めます。	△	△	●	●	●	男女共同参加推進プラン策定の中で検討している。	プランに基づき進めて行く。講演会を11月に計画している。	男女共同参画に関する講演会を12月に開催予定。	男女共同参画に関する講演会を12月に開催予定。			性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女平等の視点に立った意識づくりが行える。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
9	公共工事・入札制度の見直し	9-2	入札・契約制度の一元化	入札及び契約に係る情報の公表を進め、透明性の確保を図るとともに、受注機会の均等を高めるため、入札・契約管理の一元化を行います。	△	●	●	●	●	入札は企業会計を除き、18年度から一部一元化している。随契約と変更は各担当課で実施。随契は簡易、特殊性の観点から統一化は図らず、今後も各課で対応。工事管理課で執行した方が簡素化される契約もあるので、随契の種類を分類し整を図る。情報の公表は既に実施している。公共工事の入札・契約制度の一元化に限定せず、物品購入など全ての契約の一元化を求める必要があるのではある。	企業会計部門もH20年度から一元化に向けて調整している。組織の見直しが必要になる(企業会計の辞令発令が必要)。	工事・コンサルの入札については、H20年度当初より企業会計分の入札も実施している。 工事・コンサル以外の入札については、一元化に向けて次の日程により調整している。 1)入札参加資格者名簿 12月1日受付 2)入札、契約制度策定 2月まで	前年までに工事・コンサルの入札事務執行について契約検査課に一元化された。 H21年4月から物品購入・業務委託について次の施策がとられ、市内業者の受注機会の均等化並びに発注の透明性・公平性の向上を図った。 ①物品購入・業務委託事業者の登録制により受注機会均等をルール化した。 ②車両購入の入札について契約検査課で一元的に執行する。 ③市有施設(20施設)の燃料購入を入札に付し、契約検査課で一元的に執行する。			入札・契約業務を一元化することにより、行政運営の効率化が図られる。
9	公共工事・入札制度の見直し	9-3	新たな入札制度の導入	総合評価方式(※7)や入札時VE方式(※8)等の公共工事のコスト縮減と質の高い施工確保を目的とした入札制度の導入を検討します。	△	△	△	△	●	本年度より簡易公募を実施。VEは事務量の増加とマニュアル化に時間を要するので、今後の導入について調整。	総合評価方式実施を今年度1件予定している。 H19年度から工事の5業種を、条件付の一般競争入札にシフトしている。落札率は今年度約93.7%、昨年度は94.05%。	10月に実績型総合評価を共通公告方式により2件実施し、翌年以降多数の総合評価方式の入札を実施できる体制をつくる。 提案型総合評価は引き続き検討する。 H19の平均落札率は94.15%、今年度9月末現在は93.73%となっている。	総合評価方式を今年度10件を予定している。全入札件数に対する総合評価方式の割合については県及び他市の状況を勘案しながら実施していく。質の高い施工確保のために、市発注工事の工事成績の点数化を推進する。 建設工事の平均落札率はH20年度は93.14%、今年度9月末現在で92.12%となっている。			高度な知識と適切な技術を持った事業者を選択できるとともに、競争の公平性・透明性が確保される。
9	公共工事・入札制度の見直し	9-4	第三者監視機関の設置	入札及び契約の過程や契約内容の透明性と公正性を確保するために、学識経験者により構成する第三者監視機関(入札監視委員会等)の設置を検討します。	△	△	●	●	●	設置にむけ検討中。 佐渡市においては公平性が保たれており、必然性について確認したい。	入札事務監視委員会を立ち上げ、H19年10月3日に会議を開催した。今年度はあと1回予定している。来年度からは年3回予定している。委員は、税理士、司法書士、弁護士、消費者協会、商工会の5名からなっている。	8月、11月、2月に実施予定 委員会の意見として、談合はあるものだと制度づくり、総合評価方式入札を多数実施、工事成績評定の実施等があった。	H19年度に「佐渡市公共工事入札契約事務監視委員会」を有識者5名により設置し、H19に2回、H20に3回の会議を実施した。 H21は6回の会議を予定しており、入札結果等の監視のみならず、予定価格事前公表の改正を含めた入札制度全般の見直しについても積極的に議論を重ねている。 入札制度の見直しについては、H22年4月からの改正を目指して今年度中に監視委員会としての議論を集約する予定である。			高度な知識と適切な技術を持った事業者を選択できるとともに、競争の公平性・透明性が確保される。
9	公共工事・入札制度の見直し	9-5	電子入札制度の導入	入札に係るコスト・時間の削減を図り、透明性を確保するため、電子入札制度の導入を検討します。	△	△	△	△	●	本年度、県で説明会も開催され、佐渡市でも参加するなど、準備を進めている。	当日の入札以外は、メール等でほぼ電子化され、電子入札にそった形で実施している。 電子入札の必要性については、コスト面など費用対効果を分析して今後検討する。	現在、入札書の投函のみ紙ベースで、その他はホームページ、メールにより電子化している。 新潟県の電子入札システム導入の場合 初期費用 1000万円 システム使用料 700万円/年 となるが市町村の導入数により経費が少なくなるので引き続き検討する。	電子入札は入札にかかる人的コスト並びに時間的コストの削減に有効であるが、システム導入の費用対効果と県内他市の状況等とを併せて勘案して、導入の是非及び時期を判断する必要がある。 このため、更に情報収集等に努める中で、H22年度中に電子入札導入に係る基本方針をまとめる予定である。			競争の公平性が確保されるとともに、入札コストの削減が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	
					17	18	19	20	21					17年度	21年度		
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	市税 文書、電話催告の強化、財産調査の徹底及び差押の強化、誓約履行の確認、休日・夜間徴収及び納付指導の実施等	●	●	●	●	●		【徴収率】 市税:H18年度90.9%、H19年度90.1%、国保税:H18年度87.6%、H19年度87.4%、介護保険料:H18年度98.8%、H19年度98.6%といずれも低下した。平成20年度8月末現在の徴収率については、対前年比を0.4ポイント上回っている状況である。	【徴収率】 市税:H18年度90.9%、H19年度90.1%、国保税:H18年度87.6%、H19年度87.4%、介護保険料:H18年度98.8%、H19年度98.6%といずれも低下した。平成20年度8月末現在の徴収率については、対前年比を0.4ポイント上回っている状況である。	【徴収率】 市税H19年度現年97.1%、滞納繰越8.5%、H20年度現年97.4%滞納繰越9.7%と前年を上回っているが、合計するとH19年度90.1%、H20年度88.9%と下回っている。要因は現年分の収入に対する調定の割合より、滞納繰越分の収入に対する調定の割合が多くなっているためである。国保税H19年度87.4%、H20年度82.1%と低下した。要因は比較的納付率の高い高齢者が後期高齢者医療へ移行したためである。介護保険料H19年度98.6%、H20年度98.5%と低下している。要因は20年度の滞納繰越分調定額の伸びに対し収納済み額が伸びていないためである。徴収対策としては、①固定資産税(観光関連施設)の徴収の低下が要因となっていることから、21年度も引き続き滞納実態を分析し、大口滞納者に対して納税誓約書の履行と、納税計画の見込みが無い場合は動産の差押を行う。②動産の差押えを積極的にを行い、ヤフー公売により換価することで市税の収入確保と税の公平性を維持する。③徴収業務の年間計画の作成と目標を設定することで徴収取組を具体化する。④債権収納対策課及び県の徴収機構と連携を図る。(H21年度9月末現在の市税徴収率50.7%、国民健康保険税42.6%、介護保険料46.9%)	93.1% (H16)	93.60%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体的な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。	
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(国民健康保険税)文書、電話催告の強化、財産調査の徹底及び差押の強化、誓約履行の確認、休日・夜間徴収及び納付指導の実施等	●	●	●	●	●	17年度実績別紙 徴収率は下がる傾向にある。現年課税分は横這い状態。滞納振り替え分が 税制改正により、低所得者の負担増(65歳以上の老人にかかる125万円以下の減免が無くなったこと)により徴収率が下がる傾向にある。税源移譲による65歳以上の課税フラット化により低所得者による負担増が生じ、今後の見通しとしては厳しい。税収額としては税源移譲により増えることが見込める。 差し押さえについては17年3件に対し、18年は18件差し押さえを実施している。差し押さえなど徴収率向上の手法は色々あるが、足で稼ぐしかない。	【収納率】 市税:H17年度92.5%、H18年度90.9%、国民健康保険税:H17年度88.5%、H18年度87.6% 介護保険料:H17年度98.9%、H18年度98.8% 市税では固定資産税(観光関連施設)が収納率の低下の要因となっている。関連部局との連携により、差押え等滞納対策の強化を図る。 その他の対策としては、50万円以上の滞納者リストを作成し内部で意見交換をしている。 職員においては、口座振替の推進や滞納、納期限を守らない者への指導をし、連絡調整会議に提案していく。 【差し押さえ実績】H18年度14件(預金関係)、H19年度は現在のところ2件(預金関係)。	徴収確保対策としては、①固定資産税(観光関連施設)が徴収率の低下の要因となっていることから、平成20年度当初に滞納実態を分析し、特に大口滞納者に対し納税誓約書を結び履行させている。また、納税計画の見込みが立てられない納税義務者については順次不動産の差押を行っているところである。また、②積極的に差押を行うことで、市税の収入を確保すること及び優良な納税者との公平性を維持することが肝心であるため、差押件数について目標数を設定し、早期に且つ積極的に差押を実施することとしている。③収納対策係の業務は、収納管理と徴収業務に大別されるが、業務量の均衡を図ること及び係員全員が全ての業務を経験し精通することを目的として、収納管理業務を輪番制で実施している。	【徴収率】 市税:H18年度90.9%、H19年度90.1%、国保税:H18年度87.6%、H19年度87.4%、介護保険料:H18年度98.8%、H19年度98.6%といずれも低下した。平成20年度8月末現在の徴収率については、対前年比を0.4ポイント上回っている状況である。	【徴収率】 市税H19年度現年97.1%、滞納繰越8.5%、H20年度現年97.4%滞納繰越9.7%と前年を上回っているが、合計するとH19年度90.1%、H20年度88.9%と下回っている。要因は現年分の収入に対する調定の割合より、滞納繰越分の収入に対する調定の割合が多くなっているためである。国保税H19年度87.4%、H20年度82.1%と低下した。要因は比較的納付率の高い高齢者が後期高齢者医療へ移行したためである。介護保険料H19年度98.6%、H20年度98.5%と低下している。要因は20年度の滞納繰越分調定額の伸びに対し収納済み額が伸びていないためである。徴収対策としては、①固定資産税(観光関連施設)の徴収の低下が要因となっていることから、21年度も引き続き滞納実態を分析し、大口滞納者に対して納税誓約書の履行と、納税計画の見込みが無い場合は動産の差押を行う。②動産の差押えを積極的にを行い、ヤフー公売により換価することで市税の収入確保と税の公平性を維持する。③徴収業務の年間計画の作成と目標を設定することで徴収取組を具体化する。④債権収納対策課及び県の徴収機構と連携を図る。(H21年度9月末現在の市税徴収率50.7%、国民健康保険税42.6%、介護保険料46.9%)	90.5% (H16)	91.00%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体的な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(介護保険料)文書、電話催告の強化、財産調査の徹底、誓約履行の確認、納付指導の実施等	●	●	●	●	●		【差押実績】 平成18年度14件、平成19年度11件、平成20年9月現在17件(不動産、動産、電話加入権、出資金、預貯金、売掛金)	【差押実績】 H19年度11件、H20年度115件、ヤフー公売実績H20年度232物件、公売金額1,026千円(H21年度もヤフー公売の活用を図る)(H21年度9月末現在の差押件数46件)	99.1% (H16)	99.30%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体的な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。		

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
23	環境と共生する行政運営の推進	23-1	環境基本計画の策定	環境基本条例に示された基本理念を具体化するため、環境基本計画を策定し、環境の保全及び再生に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。	●	●	●	●	●	18年度に策定。12月議会で報告する予定。	基本計画は策定済であるが、行動計画についてはH19年度(10年計画)から実施している。 行動計画を推進する環境基本計画推進本部(部長級)を立ち上げ、実践期間として、美しい島づくり部会(課長級)の設置もした。	・環境基本計画の具体的な取組みを進めるため、市民団体、事業者と行政35団体からなる「美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会」を9月に設立した。 ・行動計画の進捗状況を把握するため環境基本計画推進本部の開催を今年度中に予定している。	・美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会主催による「エコアイランド環境セミナー」を7月に開催した。 ・本年度第1回環境審議会を8月に開催した。本年度中に第2回を開催予定。			人とトキが共に生きる島「環境の島・エコアイランド」の実現を図る。
23	環境と共生する行政運営の推進	23-2	環境マネジメントシステムの構築	市が行う事務事業全てにおいて、環境への配慮を織り込むため、ISO14001の認証取得に向けた取り組みを推進します。	△	△	●	●	●	必要な経費も積算し準備済。体制づくりの調整が必要。	環境マネジメントについて、H19.4月から佐渡市地球温暖化計画実行計画に基づいて推進している。 ISOの取得については予定していない。地道な環境に配慮した取り組みを進めたい。	佐渡市地球温暖化対策実行計画に基づいて、市が行う事務事業での適正な環境管理を推進している。 佐渡市地球温暖化対策実行計画に基づいて、市が行う事務事業での適正な環境管理を推進している。 環境ISO14001取得の予定はないが、環境に配慮した取組みを推進したい。	佐渡市地球温暖化対策実行計画に基づいて、市が行う事務事業での適正な環境管理を推進している。 環境ISO14001は国際規格の環境配慮・環境計画を進める管理システムとして、自治体に拡がり環境に配慮した事務・事業の推進に効果があるが、維持継続に係る費用や年1回の審査に伴う過密なスケジュールから、導入団体ではISO14001に代わる独自に考案した環境マネジメントを進めている。 環境マネジメントの推進は「佐渡市地球温暖化実行計画」に基づく推進体制で事務事業に係る適正な推進管理を行っており、環境ISO14001取得した場合の費用対効果を引き続き検討する。			環境マネジメントシステムの構築により、環境に配慮した行政運営が確保され、市民等の環境配慮活動が促進される。
23	環境と共生する行政運営の推進	23-5	トキ野生復帰に向けた取り組み	国、県、市民、NPO法人等の各種団体と協働してトキの野生復帰に向けた取り組みを行います。	●	●	●	●	●	20年度試験放鳥、27年度定着に向け、餌場づくりの推進を図る。 市民協働によりイオトープづくりを進めているが、今後も拡大していきたい。 トキ野生復帰連絡協議会に約30団体が参加。	ビオトープ環境保全事業の推進をNPO法人や関連部局と連携しながら、ハードも含み取り組んでいる。 放鳥方法(ハードリリース、ソフトリリース)や冬の餌の確保(自然環境づくり)、将来的なエリア拡大の問題が課題である。	・放鳥後、課題となる餌場を確保するため、トキビオトープ整備事業を実施しており、今後も継続して事業を推進したい。(H20年度実績見込み ビオトープ31.37ha 冬期湛水70.24ha) ・関係機関、民間団体と協働でトキとの共生のルールづくりをした。 ・放鳥後のトキの観察情報を募り、佐渡トキ保護センター、佐渡市、トキファンクラブのホームページやCNSテレビなどで最新情報の提供を行っている。	・放鳥後、課題となる餌場を確保するため、トキビオトープ整備事業を実施しており、今後も継続して事業を推進したい。(H21年度実績見込み ビオトープ36.9ha 冬期湛水93.9ha) ・関係機関、民間団体と協働でトキとの共生のルールをより一層徹底している。 ・本年度は「ソフトリリース」方式により、9月29日に20羽放鳥した。当日「トキと翔ける島づくりフォーラム」を開催し市民啓発を行なった。			トキの野生復帰に向けた取り組みを行うことにより、環境に対する啓蒙が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(し尿処理手数料)文書、電話催告の強化及び納付指導の実施夜間徴収の実施等	●	●	●	●	●	昨年度までは各支所で取り立てをしていたが、今年からシルバー人材の4人を徴収員に依頼し対応(畑野・真野地区1人、南部地区1人、両津・新穂地区1人、佐和田・金井地区1人)。相川地区は本庁で対応。納付指導については、口座振替の案内を納付書に同封。夜間徴収については出納閉鎖時の5月のみ実施。	H18年度収納率は98%、H19年度は現在のところ92.7%である。収納委託(シルバー)で滞納対策を図っている。年末くらいから職員徴収も検討している。夜間徴収はH18年度は実施していない。徴収方法についても今後検討して行く。	H19年度における、し尿処理手数料の収納率は、98.6%である。収納事務委託(シルバー:5名)による滞納整理を行っている(徴収員による収納金額は、822件 2,518,866円)。年末、年度末、出納閉鎖期に職員による夜間徴収を実施。滞納者には、定期的な分納により個々の滞納額の減少を図っている。H20年度は9月末現在、徴収率は80.3%である。	H20年度における、し尿処理手数料の収納率は98.6%である。収納事務委託(シルバー:5名)による滞納整理を行っている(徴収員による収納金額は869件、2,454,303円)。年末、年度末、出納閉鎖期に職員による夜間徴収を実施、滞納者には定期的な分納により、個々の滞納額の減少を図っている。H21年度は9月末現在、徴収率は80.9%である。	98.7% (H16)	99.00%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。
23	環境と共生する行政運営の推進	23-6	ゴミの減量化・再資源化の推進	ゴミ分別の徹底等様々な取り組みを市民と協働で行い、ゴミの減量化、再資源化を推進します。	●	●	●	●	●	ゴミの減量化は進んでいる(ひとつの要因として、観光人口、交流人口の減が考えられる)。推進については市報等で周知。減量化の数値目標は定めていない。	ごみ排出量、H18実績2万5,439トンである。「一般廃棄物の見直しによる美しい島佐渡創り戦略」を策定し、計画的にごみの減量、リサイクルの推進を目指す。現在リサイクル率は16.5%であるが、将来的には60%を目指して取り組む。	H19年度のごみ排出量実績は、ボランティア清掃の実施、両津及び相川地区の火災並びに2.24風浪災害により26,308.5トンと増加した。H21年度より廃プラスチックの分別を新たに取り組む事により、H24年度目標の資源化量をH18年度に比べ1,500トン増の5,659トン、リサイクル率にして8%増の24%を目指します。なお、H19年度のリサイクル率は16.30%であった。また、H20年度において分別収集の住民説明会を市内全域で行うと共に、ペットボトル及び廃プラスチックの回収容器を購入する等準備を行います。	H20年度のごみ排出量実績は、24,342.2トンとなり約2千トン減量した。H21年度より廃プラスチックの分別収集を新たに取り組み、また、H22年度より事業系の紙ごみの資源化、生ごみの処理も地域限定で試験的に取り組みを進め、H19年度の燃えるごみの排出量21328.4トンをH25年までに50%削減する。また、H24年度目標の資源化量をH18年度に比べ1,500トン増の5,659トン、リサイクル率にして9%増の25%を目指す。なお、H20年度のリサイクル率は18.1%であった。H21年度においては分別について集落単位での住民説明会(希望制)を市内全域で行う。			ゴミの減量化と再資源化が促進され、ゴミ処理経費削減につながる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(保育料)文書、電話催告の強化、財産調査の徹底、誓約履行の確認、納付指導の実施等	●	●	●	●	●	各支所に対応。滞納額が少額のうちに対応していく。	保育料収納率はH18年度実績96.7%。H19年度は10月10日現在で現年97.08%、過年15.25%、計91.59%。各支所の協力を得ながら徴収をしている。電話催告等により収納率向上に向け督促を早めている。	保育料収納率は、H19年度実績で96.3%。H20年度は、9月末現在で、現年98.2%、過年12%、計89.6%。電話催告、戸別訪問等を強化し、収納率向上に努めている。件数は減少しているが一人当たりの滞納額が大きい状況である。	保育料収納率は、H20年度実績で95.7%。H21年度は9月末現在で、現年96.8%、過年14.7%、計90.3%。電話による催告や戸別訪問を更に強化し、催告状の発行回数を増やし収納率向上に努める。	97.5%(H16)	98.00%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。
26	学校・保育園等施設の見直し	26-2	保育園の統合と民営化の推進	乳幼児に必要な環境の保持の観点から、適切な園児数の確保と保育環境の整備を図るため、保育園の統合と民営化を推進します。	●	●	●	●	●	統合計画案を作成し、議会(特別委員会)に提出済。 西三川の第二保育園について、指定管理者制度の活用を図る(20年度から)。	真野地区の第二保育園は複合施設の関係で、当初予定から1年遅れでH21年の4月からデイスサービスと併せて指定管理者制度の導入を予定している。 3地区6保育園に説明会を実施し、北狄保育園はH20年3月閉園予定で、H21年3月に閉園又は休園は4保育園、その後は1園。 民営化については、手法等を含め今後検討していく。	2地区5保育園で説明会を開催。歌代保育園は、H21年3月に閉園予定。真野第2保育園の指定管理者制度導入については、引き続き説明会を開催していく。	H20年3月、H21年3月に2園を閉園。5地区9保育園で統合と指定管理者制度導入説明会を開催している。今後も引き続き3園での説明会の開催を予定している。H22年4月から真野第2保育園の指定管理者制度導入予定。			行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。

集中改革プラン

病院管理部

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
公企12	経営基盤の強化	12-2	経営指標の設定(経常収支比率)	<病院事業>経営に一定の規律を持たせ、経営健全化を果たすため、中期的な収支の見通しを示すとともに、経営指標の目標値を設定します。	●	●	●	●	●	17年度95.9% 今年度、佐渡市医療計画を策定。また、病院経営を審議する佐渡市立病院運営委員会条例を9月議会で制定予定。	H18年度91.2%。 医業収益の落ち込みにより、減少している。 業務のアウトソーシングを推進し、健全化計画、連結決算に向けた取組み、事務レベルでは救急外来等の見直しを検討している。 診療報酬の請求事務がMO式になることから、相川病院を両津病院と同じシステムに切り替え、コスト削減につなげて行く。 診療報酬業務のアウトソーシングにより時間外が606時間減少している。	H19年度93.8%。 年次計画に沿った業務のアウトソーシングなどによりコスト削減を図ったが、看護師の人員不足により入院基本料の看護基準が下位となったことが大きな要因となり、経常収支比率が93.8%にとどまった。 業務の見直しはもとより、公立病院改革プランの策定やH21年4月の公営企業法の全部適用などにより経営の健全化を図って行く。	H20年度92.6% 業務の外部委託については計画どおり進んでいるが、4月から12月までの看護基準が下位となり、その影響が大きかった。 公立病院改革プランに基づき医薬品等の仕入れの見直しを進めているところである。	92.7% (H16)	95.00%	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な営業収益の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減等を図り、具体的な経営健全化の取り組みが行える。
公企12	経営基盤の強化	12-3	営業収益の確保(目標値の設定)	(医業収支比率)医業収益については、各々の病院の役割分担を明確にし、限られた医療資源を有効に活用するとともに、医師確保や診療科目の増設等の営業努力を不断に行い、収益確保を目指します。	●	●	●	●	●	17年度85.6%	H18年度82.4%。 上記と同様に経費の抑制でカバーして行く。	H19年度85.7%。 上記と同様にコスト削減や経営の効率化により目標の達成を目指す。	H20年度86.1% 前年と比較すると0.4ポイント改善した。 医療スタッフの確保は厳しい状況であるが引き続き募集を進める。 一方、各分野で経費の削減を図り、医業収支比率の向上に努めたい。	85.7% (H16)	87.50%	営業収益の確保により安定的な経営基盤の確立が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
6	新たな財源の創出	6-2	地域特性を生かした産業の振興	歴史的観光資源や豊かな農林水産資源など、地域の特性を十分に生かしながら、既存の商工業や観光産業、農業・水産業の振興を推進します。	●	●	●	●	●	集中改革プランの項目として適当か要検討。	<p>【農業振興課】地域農業の核となる担い手を確保・育成するため、品目横断的経営安定対策支援事業等を展開している。</p> <p>【農地林政課】小倉千枚田を国・県・市・地域・NPO法人などとの連携のもとに復田を進めている。また、荒廃した竹林を里山エリア交付金を活用した竹林整備事業を実施し荒廃した竹林の整備や竹材の利活用を検証し、併せて景観形成を図っている。</p> <p>【水産課】冷却能力に優れた佐渡海洋深層水氷を使用し、鮮度の良い漁獲物を流通させ佐渡産水産物の魚価アップと深層水氷の普及拡大を図っている。</p> <p>【観光課】「観光ルネサンス事業」等を活用し民間活動を積極的にして魅力的な観光地づくりを推進している。また、宿泊施設と連携し、県内の高校等や首都圏の大学を中心に誘客促進を実施している。</p> <p>【商工課】インターネット上に構築する地域資源活用プラットフォームを活用し無料職業紹介事業を展開することによりUターン者の職業紹介を推進している。</p>	<p>【農業振興課】担い手の確保・育成を図るため、水田経営所得安定対策(旧:品目横断的経営安定対策)で新たに設けられた市町村特任制度を活用し加入の促進を図る。また、「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を立ち上げ、環境に優しい生き物を育む農法を推進することで、佐渡米の販売促進を図る。</p> <p>【農林水産課】・2007年、水田0.27ha、畑0.32haの復田を行い、県・市・地元地域で構成する「小倉千枚田復活事業支援協議会」を立ち上げ、ボランティアと共に復田の取組を進めている。また、本年度新たに田・畑合わせ0.87haの復田に取り組む。</p> <p>・荒廃した竹林整備を2007年0.5ha実施するとともにチップ材への利用を検証した。</p> <p>・深層水氷を利用しブリ、マグロの大型魚の鮮度確保と高品質による価格アップを図る予定であったが、ブリの不良のため寒ブリの確保が出来なかった。高品質一寒ブリの確保と普及を図って行く。</p> <p>【観光課】トキ放鳥を記念し佐渡観光情報の発信を首都圏等で集中的に展開するとともに、新潟市と誘客連携協定を締結し県内をはじめ首都圏での誘客宣伝を展開する。</p> <p>【商工課】地域資源ホームページ内容の充実化に向けた追加更新や島内事業所と生産者との商談交流フェア、首都圏への佐渡市物産展、Uターンフェアで定住促進と島内企業紹介等を実施した。</p>	<p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の確保・育成を図るため、水田経営所得安定対策(旧:品目横断的経営安定対策)で新たに設けられた市町村特任制度を活用し加入の促進を図った。</li> <li>・朱鷺と暮らす郷米の販売を通して、20年産米は順調な販売となり、早期全量販売が達成できた。今後トキの放鳥と合わせたPRの実施、量販店に頼らない販売店による佐渡米推奨店制度の設置等により、認証米の多様な販売網の確保による高付加価値販売の促進を図る。また、生物多様性環境経済の構築を図り、美しい島佐渡の環境ブランド化による米以外の農作物の高付加価値販売を図る。</li> <li>・地産地消推進計画を策定し、地場産農林水産物の生産と消費の拡大を図る。</li> </ul> <p>【農林水産課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2007年・2008年に水田0.8ha、畑0.7haの復田を行い、県・市・地元地域で構成する「小倉千枚田復活事業支援協議会」が中心となり、ボランティアと共に復田の取組を進めている。また、本年度、畑1.5ha復田予定でしたが畑の利用者が期待できないので復田計画を取りやめて、現在復田した畑0.7haを水田に変更し、オーナー制度を利用して景観復活を図る。</li> <li>・佐渡産材の利用拡大を図るため、「佐渡産材」を一定量利用し、住宅を増・改築する者に対し木材購入費の一部を補助する「佐渡産材利用住宅建築奨励事業」を展開しているが、今年目標15棟に対し現在5棟の申し込みである。平成20年度実績では10月以降の利用もあり、関係団体への周知を図る。</li> </ul> <p>【観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6・7月に実施された「本土発土日祝祭日乗用車航送料割引事業」を利用して、期間中は個人客が増加傾向にあり、併せて水産物・認証米やお土産の売上げが、対前年比で若干の増加が見られた。また、地元食材取扱店のマップ等を作成し、訪れた観光客の利便性を図ると共に、地元商店と連携を図り、消費拡大に努めた。</li> </ul> <p>【商工課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源を有効利用し、付加価値の高い商品の開発を目指し関係機関と連携してセミナー等を開催(9月18日新潟大学地域懇談会、10月6日地域資源活用・農商工連携セミナー、9月4日～講義8回 実施研修5回予定 農商工連携等人材育成事業)</li> <li>島内地域資源や企業情報を島内外に発信し、島内外事業者間の連携・交流を促進するためWebサイトをより検索しやすく修正。新着サイトの追加を実施。また、佐渡産品の販路拡大と佐渡観光の誘客を図るため、関係各課と連携し、首都圏への佐渡物産展を実施した。</li> </ul>			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
6	新たな財源の創出	6-1	企業誘致の推進	企業立地のためのインフラ整備や企業活性化のための規制緩和等を行い、企業誘致を促進します。	●	●	●	●	●	東京事務所を活用し、会社の紹介をお願いしていく。固定資産の減免をひとつの手法としているが、新たな手立てを検討中。18年度は財団法人地方研究機構の調査事業により、島内循環による生産ラインの確保が可能かなど、企業実態の調査を行う。旧女子高跡地の活用について、高校の上位学校の設置を調整中。旧新津市のテクノリンク(精密機器)の拡大進出の調整に当たる。海洋深層水関連についても、引き続き事業誘致の調整を図る。	進出企業立地のための優遇制度を整備し、小型部品製造業、情報通信業、サービス業(コールセンター)等輸送コストの負担が少ない業種を考慮し、新潟県及び佐渡市東京事務所等と連携しながら企業誘致活動を推進している。	首都圏企業2000社を対象にアンケート調査を実施し、回答のあった有意企業に対し東京事務所と連携し企業訪問を実施している。コールセンター誘致に向け、人材養成支援に関する補助制度を活用するため企業立地促進法にかかる基本計画の策定を進めている。	企業立地促進法に係る基本計画を策定し、2009年3月に国の同意を得た。今年度も首都圏企業2000社を対象にアンケートを実施し、内3社を東京事務所と連携し企業訪問。また、過去に企業訪問した結果、佐渡を訪れてくれた企業の対応(2件)。その他、従来から繋がりのあるコールセンター、IT関連企業の訪問を延べ5回実施し、事業の継続を行っている。なお、本年度は国の採択を受け、人材養成等支援事業を取り組み、コールセンター誘致に最も重要な人材の配置をアピールする。更に12月補正にコールセンター誘致活動業務委託費を計上し、誘致活動の指導や候補企業の情報提供を受け、コールセンター誘致を積極的に展開する。			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(住宅使用料)文書、電話催告の強化及び納付指導の実施、夜間徴収の実施、住宅明渡し手続き等の検討	●	●	●	●	●	17年度91.8% 約1050戸のうち、催告対象は約100戸。 4月末、7月末、12月末に催告通知を発送。 17年度は各支所で催告対応をしていたが、18年度から本庁一括で対応。	H18年度89.0%。H19年度は現在は75.8%である。うち現年90.3%、過年度13.4%。 新潟市をモデルに分納、差押え等の研修に行った。 退所者は不能欠損5年の時効処理を行い整理する。 夜間徴収も実施している。 約1050戸のうち、催告対象は約100戸。 4月末、7月末、12月末に催告通知を発送。	H19年度87.6%、H20年度現在は67.2%である。うち現年度90.8%、過年度9.0%。長期(悪質)滞納者に対しては、保証人に厳しく債務の履行を要請している。また、電話での催促、臨戸訪問・夜間徴収を強化するとともに、必要に応じて面談を行い保証人連名の支払い計画書を提出させている。また、長期(悪質)滞納者については、保証人を通じて厳しく債務の履行を要請し、滞納の長期化を抑制している。今年度からは、債権収納対策課と連携を図りながら、収入未済額の解消に努めている。(夜間徴収件数はH21年10月末現在で230件、支払い計画書18件)	H20年度85.1%、H21年度9月末現在は69.1%である。うち現年度88.0%、過年度分8.2%。滞納者に対し電話での催告、臨戸訪問、夜間徴収を強化するとともに、必要に応じて面談を行い保証人連名の支払い計画書を提出させている。また、長期(悪質)滞納者については、保証人を通じて厳しく債務の履行を要請し、滞納の長期化を抑制している。今年度からは、債権収納対策課と連携を図りながら、収入未済額の解消に努めている。(夜間徴収件数はH21年10月末現在で230件、支払い計画書18件)	93.7% (H16)	94.20%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
公企12	経営基盤の強化	12-2	経営指標の設定(経常収支比率)	<水道事業>経営に一定の規律を持たせ、経営健全化を果たすため、中期的な収支の見通しを示すとともに、経営指標の目標値を設定します。	●	●	●	●	●	17年度104.6% 料金見直しを実施すると21年度は103.55%に修正が必要となる。	H18年度101.7%。 H19年度見込みでは赤字の要素がある。 使用料統一をしたが、今後は改定する必要がある。	H19年度101.79%。 H22年度に繰越利益剰余金を0と見込み、水道料金を改定したが、有収水量の減少に伴い、給水収益も減少しているため、H20年度で赤字の見込み。	H20年度103.21%。 H20年度は人件費の削減などにより黒字となったが、給水収益は減少傾向にあるので、H23年度の料金改定を検討しなければならない。	103.2% (H16)	105.00%	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な営業収益の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減等を図り、具体的な経営健全化の取り組みが行える。
公企12	経営基盤の強化	12-3	営業収益の確保(目標値の設定)	水道使用料については、徴収体制の整備を図り、適切な納付指導を行うとともに、滞納額の解消に努める。	●	●	●	●	●	17年度93.8% 要因はホテル・旅館業の滞納が増加したため。	収納率はH17年度96.75%、H18年度は96.89%。 徴収については下水道課と連携強化を図る。 簡易水道の収納率はH18年度99.6%。	徴収については、H20年度からお客様係りを新設し、未納者に対する徴収方法の統一を図り、拠点支所及び各支所上下水道係と連携しながら未納解消に努めている。 H19年度収納率 上水97.03%、簡水99.75% H20年度収納率(納期到来現年度分) 上水94.65%、簡水94.99%	H20年度収納率 上水97.75% 簡水99.7% 徴収については、H20年度からお客様係りを新設し、未納者に対する徴収方法の統一を図るとともに、本庁・支所で各センター窓口と連携しながら、未納解消に努めている。 H21年度収納率10月15日現在 上水96.51% 簡水91.88%	96.4% (H16)	97.50%	営業収益の確保により安定的な経営基盤の確立が図られる。
公企12	経営基盤の強化	12-4	受益者負担の適正化	水道使用料の単価を見直し、一元化を図ります。	△	△	●	●	●	今年度見直しに向けて調整中(見直し案作成済)。	一部の地域を除き統一した。 畑野については資産評価後統一し、南部三地区については、統合簡水終了後、H28年度を目途に統一する。	水道料金について、佐渡市一円同一料金を目指し調整している。H19年10月分から法適合計の水道事業については同一料金に改定した。更に、H20年10月分から畑野地区が統一料金となる。このことにより佐渡市の全人口の約75.5%が水道料金の統一がなされた。両津地区、相川地区及び南部三地区の簡易水道給水区域については統合簡易水道事業が終了後とし、H28年度を目途に佐渡市一円同一料金とする。	水道料金について、佐渡市一円同一料金を目指し調整している。H19年10月分から法適合計の水道事業については同一料金に改定した。更にH20年10月分から畑野地区が加わり、佐渡市の全人口の約75.7%が統一された。両津地区、相川地区及び南部三地区の簡易水道給水区域については統合簡易水道事業が終了後とし、H28年度を目途に佐渡市一円同一料金とする。			受益や負担の公平性が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(下水道使用料)文書、電話催告の強化及び納付指導の実施夜間徴収の実施等。	●	●	●	●	●	—	<p>収納率は、H17年度98.5%、H18年度98.3%。 9月末現在では、79.0%となっている。不能欠損は5年。水道は2年。 徴収については、水道課に全て徴収を任せていることから、今後、効率的に運用できるよう水道課と連携強化を図る。</p>	<p>H18年度98.3%、H19年度98.6%、H20年度は、9月末現在76.4%となっています。徴収については、水道料金と一緒に徴収しているため、水道課との連携強化を図る。受益者負担金未納者に対して、督促状を発送、また、個別訪問し、分納契約書を交わし収納に努めている。(滞納4,520件のうち642件、14%が契約書を交わしている。)</p>	<p>H20年度収納率は、99.4%となっている。H21年度徴収率は、9月末現在97.4%となっている。 徴収については、水道料金と一緒に徴収しているため、水道課と連携を進める。受益者負担金未納者に対し、督促状を発送、戸別訪問等により分納契約書を交わし収納に努めている。(滞納件数9月末現在、公共下水道1,469件、漁業集落排水46件)</p>	98.5% (H16)	99.00%	<p>自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。</p>

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
46	窓口業務の改善	46-1	公共料金納付窓口の一元化	公共料金の納付に際し、市民の利便性を図るため、納付窓口の一元化を図るとともに、民間を活用した取扱窓口の拡大、ICTを利用した納付について検討します。	△	△	●	●	●	18年度より下水、水道会計の窓口対応を会計課でも実施。民間を活用した窓口拡大、ICT活用については検討中。	情報政策課とも昨年度協議したが、費用対効果の観点からするとICT等の導入はなかなか難しいが、コンビニ納付等の民間を活用した窓口拡大、クレジット納付等を国、他の自治体の動向などを関係部局と連携しながら検討して行く。	公共料金のコンビニ収納やクレジット収納とも、他の自治体の情報を得て検討の結果、 ・バーコード付納付書の新規作成統一が必要。 ・コンビニ収納対応のための既存システムの変更。 ・取扱手数料が高額となる。 ・収納日に遅れるが生じる。 などの諸問題も生じ、費用対効果の面からも、佐渡市としては当面の間導入は見送りたい。 H19年4月から、郵便局の窓口収納が拡大され、また民営化された「ゆうちょ銀行」が、2009年1月から全銀協とのネットワーク化が構築される。そのことにより、口座振込等も可能になることから、公金収納においても、収納窓口での口座引落を推進するなど住民の利便性をさらに高めたい。	コンビニ収納やクレジット収納は取扱手数料が高額等の理由により、当面導入は見送ることから、口座振替を推進する。口座振込は、納税者にとっても身近で利便性の高い納付方法であり、市にとっても、安価な口座引落手数料や確実な期限内納付、更に書面の削減等、効率的な収納方法であると認識している。今後も各担当課や支所に呼びかけ、口座振込の推進に努めていく。			公共料金納付における市民の利便性が高まるとともに、収納率の向上も期待できる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
26	学校・保育園等施設の見直し	26-1	学区の再編と学校統合の推進	義務教育水準の維持向上のため、適正な学校規模と通学距離、地域性等を勘案して、学区の再編と学校の統合を推進します。	●	●	●	●	●	18年3月23日に統合計画を策定。市長部局に上げて、6月議会に提示済。議会では委員会審査が終了していない。 保育園とのすり合わせを行うことを市長部局から指示を受けている。 両津地区の一部で19年3月31日付で統合、廃校を予定。9月議会で説明する予定。 前期18年から23年 24年から29年が後期として推進していく。	北中学校においては、閉校準備のために実行委員会を設置し、H20年3月16日に閉校式を行う。西三川小学校及び笹川分校を真野小学校への統合の地元説明を行っており、今年の12月までに結論を出したい。 10月中にPTAから意見集約をいただく。 小中連携校については、内海府、前浜地区へ計画案にそって説明に行く予定である。 地元の方を含め、先進地視察への働きかけをして行く。(長岡市太田小・中学校、阿賀町三川小・中学校)	西三川小はH22年4月統合を決定。他の6地区は検討委員会をたちあげ検討中。1地区は検討委員会の立ち上げを検討中。	H18年9月に佐渡市小・中学校統合計画が策定され、計画当初の小学校36校1分校・中学校16校が、H21年10月現在小学校33校1分校・中学校15校である。今後、H22年4月には西三川小・同笹川分校・小村小・大滝小が統合し小学校30校・中学校15校になる見込みである。H23年4月には小中連携の併設校の他、深浦小の統合で小学校29校・中学校15校の見込みである。 更に、学校施設の耐震化優先度調査結果に合わせた学校改築を畑野・相川・南部の各3地区と、病院建設に伴う金井地区の統合を進めている。畑野・相川・南部はH21年12月までに耐震補強か改築するかを決め、学校統合に向け検討委員会を立ち上げた中で協議していく。			行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
28	組織の簡素化と所管の明確化	28-3	消防組織の再編	支署の統廃合、分遣所の設置及び消防団の再編を進め、効率性や機能性を高めるとともに、指揮命令系統、所管の明確化を図ります。	△	△	●	●	●	支所の統廃合は、20年10月迄に完了予定。これにより北支所、南支所が廃止される。分遣所については現在建設中であり、今年12月中旬までが工期。19年1月から仮運用、19年4月より本格運用を予定している。 人員削減では、18年3月で13人の退職に対し、18年度で8人を採用。中央消防団の統廃合は、今年で61から34部に整理済。今後、両津・相川で調整を進める(両津は54を31部へ今年度から3ヵ年で調整。相川は33部を16部に整理。両津い比べ相川の調整が遅れている。相川では消防団の自己車輛にポンプを設置し活動する実態もあるが、整理統合することで車輛配置も可能となる。南佐渡は35部 全て積載車配備済)。 組織の調整は、ハード面の整備に伴うため3ヵ年計画とする。整備については、機能性への配慮も図る。消防団の改革は地域性が強く、統一性が困難。 防災無線局の統制が図られていないが、本部庁舎が整備できれば、統制は図られる。 支所の課題としては、実動機関としては人事交流を図ると専任(通信指令・予防)化していかない。今後の人員削減対応が難しくなる。 他自治体の消防本部より佐渡は人員で恵まれている。消防広域化も進んでおり、新潟市や上越市との広域化も考えられる。 支所が無くなれば人員削減も可能。業務委託(用地交渉や契約、委託設計)について、佐渡市一本で対応いただきたい。 ※) 指揮命令系統、所管の明確化は図られているので、文言の修正を検討。	本庁舎の本体工事は年内に終了する。当初は9月末を予定していた。このことにより、北支所及び南支所が廃止(H20年度は稼働)となる。 本庁舎の位置決定の遅れにより、分遣所が先に運用開始となった。 H19年3月は5人退職、補充は4人だった。H20年は新規採用はなく、勸奨は8人、定年は2人の計10人の予定である。 特殊な職種のため、将来的にも1/3補充は必要であると考えている。 4署7拠点の考えは変わらないが、配備体制の見直しは図っていく。 中央と南については消防団の統合は整理済みで、両津の地域説明は概ね理解を得ている。相川は地域の考え方も有り遅れているのが現状であるが、まとまった所から調整していく。 統合においては、各部に2台ずつ配備する計画にしており、相川、両津は4台から8台の積載車等が不足する予定で、4年間で整備していきたいと考えているが、財政難のため見直しも検討している。 団と部の統合については、別で調整が必要になっている。 防災無線局の統制については予定通りである。 消防における庶務的事務の体制の見直し、行政局との人事交流を含め、事務負担軽減を検討してもらいたい。	本部庁舎の建設が遅れが生じ、H21年8月末までずれ込むこととなった。このことにより、北支所、南支所の廃止は新本部が運用開始となる10月となる予定。 昨年度10名の退職者があったが、補充はなかった。H20年度は6名が退職予定、H21年度の新規採用の予定もない。現在9拠点を維持しているが、新規採用は無く合併時7拠点204名から9拠点182名となる。4月から2支所の廃止までの間9拠点維持が困難な状況である。国仲バイパス道路の進捗状況に合わせて新年度から北支所を廃止できないか検討する。 人員不足により初動体制の弱体化、時間外勤務増等の課題がある。7拠点維持の方向性は、変わらないが配備体制の見直しが必要となっている。 消防職員の適正化については、離島であること、面積が広大(海岸線に居住する市民)であること又観光地であること等佐渡市の消防サービスのあり方とその方向性を検討し、消防職員の適正人員を決定することが必要である。また、消防職は採用から初任科約6ヶ月、救急科約2ヶ月の研修期間が必要であり現場で活動するためには種々の資格が必要であるが消防学校等での資格取得研修も長期にわたるが予算の削減や人員削減により派遣が難しくなっており退職者がでる前年からの採用が必要となる。 消防本部移転に伴い中央消防署と両津消防署の管轄エリアの見直しを予定している。 現在の4消防団の統合についてH21年4月1日を目途に消防団協議会で調整中。両津、相川の部の統廃合については、ある程度の調整が進んでいるが、予算の関係で消防車両配備や機械器具置場の整備について当初の各団2ヶ所整備の計画から1ヶ所となり8年から10年を要することとなる。消防本部の広域化については、長官の基本指針を受けて新潟県では現在の19本部を7本部体制で検討していく旨発表した。(佐渡は、離島であり7本部のうちの1本部体制となる見込みであるので体制整備についての検討が必要である。)	新消防本部庁舎が8月15日に完成し、9月15日から運用を開始した。新庁舎運用開始により、8月末で北支所・南支所が閉所、9拠点が7拠点となり消防の拠点整備が完了した。新庁舎完成に伴い、119番通報の一元化により指揮命令系統が統一され初動体制・応援体制が確立された。しかし、通信指令室の専任化により依然人員不足は解消されない。また、救急救命士の養成(6ヶ月)・県消防防災航空隊派遣・消防学校での消防専科(1～2ヶ月)初任科(6ヶ月)・救急科(2ヶ月)等人員削減により派遣が難しくなっている。また、災害の初動体制対応のための最低人員確保により、救急講習・消防訓練指導・立入検査・施設設備の完成検査等当番員での対応が難しく非番員対応となるため、時間外勤務手当が増加している。今後、現在の4署7拠点を2署7拠点とし、現在の消防サービスを維持できる勤務体制・人員配置・配備車両の見直し等検討する必要があるほか、各拠点全てに高規格救急車・救急救命士を配備し、高度な救急医療サービスに努める。 4消防団の統合については、H22年4月1日の統合に向け、消防団協議会で本部人事を調整中で、今年度には佐渡市消防団の人事・組織体制が明確化される。また、団の統合と併せ両津・相川消防団の部の再編も進めており、今後消防署・消防団の協力体制・指揮命令系統が一本化されることによる災害対応が強化される。しかし、少子高齢化・過疎化により、消防団員(定員2,014人に対し、H21年10月1日現在で1,917人)の確保が難しく、また、消防団員の高齢化が進んでいるため機動力のある消防車両の配備が必要である。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、効率的な組織が期待できる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
7	事務事業の見直し	7-1	目的妥当性の改善	事務事業の目的を振り返り、目的自体が必要性を持たない場合は事務事業を廃止し、目的自体を変えれば政策体系に結びつく場合には、目的の再設定を行います。	●	●	●	●	●	18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】事務事業評価の中での事業目的体系化のブラッシュアップにより、目的の再検証、再設定を実施している。 【議会事務局】H19年度より全国民間空港所在都市会議協議会の脱会。独立した機関であるため他との重複は無いと思われる。また、多くは法律等で定められた業務のため廃止等は困難である。	【行政改革課】事務事業評価の中で随時見直しをしている。 【議会事務局】当面は現状維持です。 【国体推進課】今年度開催されたチャレンジ！おおいた国体の視察調査、協議別(バスケットボール・軟式野球)リハーサル大会の検証を行い習熟を図り、本大会の開催準備に万全を期す。広報媒体により市民の開催気運を高め参画をいただき、市民運動の推進を図る。	【行政改革課】行政評価システムの本格施行に伴い相対評価により、主管課において見直しを図る仕組みとした。 【議会事務局】これまでの整理により、地方6団体の市議会議長会、離島振興議長会、議長会基地協議会への加入のみである。			全ての事務事業の見直しを行政評価意の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、効率性の向上が図られ、コスト削減につながる。
7	事務事業の見直し	7-2	有効性の改善	事務事業の成果を向上させるために、事務事業の手段、意図、ニーズの充足度について検証します。	●	●	●	●	●	18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】事務事業評価の実施により段階的に進めている。H19年度からは施策評価を試行し、施策から見えた事務事業の検証も進めて行く。市民ニーズについては指標の設定により検証して行く。 【議会】マニフェスト等を通じて事務の効果をあげるための努力はしている。また、議会録や広報はできるだけ早く処理できるように努力している。未定稿の状態職員には1週間程度で情報を開示している。	【行政改革課】事務事業評価で検証している。 【議会事務局】会議録の未定稿の段階での職員への公開は実施している。 広報誌は、該当定例会の2ヵ月後の5日の嘱託員配布日に間に合わせており、編集作業から見て最短での発行である。 【監査委員事務局】監査委員事務局の事務事業は地方自治法、佐渡市監査委員条例等に基づき定められた事業を実施していくものであり、数値目標等は掲げにくい業務です。しかしながら、事務の改善は当然のごとく取り組む必要があることには言うまでもありません。H20年度は事務事業の実施方法の見直し等を行うことにより、経費の削減に繋がれば良いという考え方で取り組んでいます。具体的には職員による事前審査や事前監査を充実し、復命方法の改善により監査委員の業務を減らすことを目指しております。その結果、例月検査における監査委員の実働日数は昨年は月に3日間でしたが、最近では月に2日間で終了しています。このことにより費用弁償も削減される予定です。 参考(例月出納検査における監査委員出勤日数) H18年度 43日間、H19年度 36日間、H20年度 14日間(9月までの半年間の実績)	【総務課】市政事務嘱託員の負担軽減と効率的な文書配布のため、H21年1月から、市政事務嘱託員への文書配布回数を月1回削減(月3回から月2回に変更)した。 【防災管財課】宿日直の廃止・時間短縮を図っている。 【行政改革課】行政評価システムの本格施行に伴い相対評価により、主管課において見直しを図る仕組みとした。 【議会事務局】会議録作成に当たっては、委託業者との調整により公表までの期間を80日から70日に短縮してきた。			全ての事務事業の見直しを行政評価意の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、効率性の向上が図られ、コスト削減につながる。



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
7	事務事業の見直し	7-3	効率性の改善	事務事業のコストを削減するために、事務事業を行うための年間の必要経費を2割削減することを目標に効率化を進めます。	●	●	●	●	●	18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	<p>【行政改革課】事務事業評価の実施により段階的にコスト意識を高めながら進めている。H19年度からは施策評価を試行し施策から見た事務事業の検証も進め、コスト削減に向けて進めて行く。</p> <p>【議会】広報誌は年1回単価入札により決定。会議録は業者の数が少ない。</p> <p>【選管】開票事務、時間の短縮を引き続き目指す。</p> <p>【会計課】財務処理のマニュアル化、伝票の小型化、伝票枚数の削減により、コスト削減を図っている。</p> <p>【農業委員会】H18.4月から小作契約に係る通知は受け取る農家のみとし、経費を1/2とした。合併後、任意業務は可能なかぎり実施しないようにしている。例)畑野地区のあっせん業務。標準小作料、あっせん基準の一本化を図った。</p> <p>【企画振興課】係を超えた分業を実施している。</p> <p>【防災管財課】IP電話導入により電話料削減。電気・電話料の請求日統合により、伝票枚数削減。</p>	<p>【行政改革課】事務手法を見直し、人件費コストが図られた。</p> <p>【議会事務局】広報誌及び会議録の編集作業は当面現状維持とする。</p> <p>【生涯学習課】H19年度から学校開放管理人委託料の低減を図るため、一部を除き利用者の自主管理に移行した。</p> <p>【選挙管理委員会】新潟県知事選挙の開票確定までを1時間で終了する。1.開票台のかさ上げで作業の効率及び職員の負担軽減 2.開票作業の流れを見直し、改善をする。 3.開票立会人との打ち合わせを行い、開票事務の進行に理解を得る。 4.開票事務のリハーサル及び説明会を行い事務従事者への事務の徹底を図る。 5.イチゴバックを使用することによる作業効率のアップ。</p> <p>【農業委員会】農地部会の農地移動において、毎月第1・第2部会の開催により土地を基準に審議していましたが、土地と人の一括審議による1回とし時間短縮に努めた。また、農地台帳管理において、H19年度新穂地区基盤整備の入力8661筆、1890千円を委託料で支払ったが、H20年度は情報政策課のパソコン活用による3160筆を自力入力により経費節減を図った。</p>	<p>【選挙管理委員会事務局】&lt;H21年8月30日の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査&gt; 1. 小選挙区・比例区ともにマニフェストの開票時間には達しなかったが、前回の選挙と比較すると小選挙区で1時間30分、比例区で約2時間の時間短縮をした。比例区では2時間10分で開票を終了しているのほぼ達成できたと考えている。また、今年度支所の組織改革が行われ、総務課と協議し、支所選挙事務の一部を本庁からの応援職員で取り組むこととした。 ①選挙公報の仕分け、配布、②投票日当日、期日前投票の事務従事者、③選挙違反ポスターの確認、④入場券の抜き取り作業、⑤国民審査の裁判官の氏名掲示の貼りだし、⑥投票用紙及び物資の配達、⑦ポスター掲示場の設置確認 2. 投票率の向上に向けての啓発については、CNS放送によるテロップを使った放送を行った。大型店舗にお願いし、店内での選挙周知の放送、レジでのレシートに選挙日周知の表示をして頂いた。また、マスコット及びうちわを作成し、期日前投票所、本庁、支所の窓口等で啓発、各施設へ選挙ポスターの貼りだしをお願いする等啓発に努めた。前回(小選挙区77.81%)の選挙より、0.19%投票率が上がり78%であった。</p> <p>【農業委員会事務局】委員との現地確認案件について、日程調整を個別に行っていたが、代表者会議時に一括調整する事にした。又、農業者年金巡回相談会の開催を2会場で実施していたが、1会場で合同開催する事にし事務の効率を図っている。</p> <p>【議会事務局】H20年度より議会報のページを20ページから16ページとした。</p> <p>【文化振興室】H20年度に両津郷土博物館の借地料を見直し、率で約14%、額で320千円の削減を図ったところであるが、H22年度には他の施設を含め、更なる削減を目指している。</p>			全ての事務事業の見直しを行政評価意の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、効率性の向上が図られ、コスト削減につながる。
7	事務事業の見直し	7-4	公平性の改善	事務事業が、本来受益するべき対象全体に公平に受益機会を与えているか、事務事業経費が事業体と受益者との間で、適正に費用分担されているかどうかを検証し、是正します。	●	●	●	●	●	18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	<p>【行政改革課】事務事業評価の実施により検証している。</p> <p>【生涯学習課】H19年10月から社会体育施設の設置等に係る18の条例を廃止し、新たに条例を制定し、同じ分類の体育施設ごとに使用料の統一を図り、開館時間等についても出きる限り同一にすることにより、利用者におけるサービス及び負担の公平化を図った。</p> <p>【世界遺産・文化振興課】H20年4月から博物館・資料館の使用料の統一を図るとともに、開・閉館時間も全施設で8:30～17:00に統一化し、利用者のサービス及び負担の公平化を図った。</p>	<p>【行政改革課】事務事業評価の実施により検証している。</p>			全ての事務事業の見直しを行政評価意の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、効率性の向上が図られ、コスト削減につながる。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
23	環境と共生する行政運営の推進	23-3	環境負荷低減活動の推進	市が行う事務事業に伴う環境への負荷を軽減するために、電気、ガス、水道や公用車の燃料の使用量の削減に努め、電子決裁などのペーパーレス化を検討して用紙類の削減を進めます。	●	●	●	●	●	今年度実行計画を策定し、その中で具体的な目標値を掲げる。	<p>【議会】節電、FAX(連絡事項)の利用など環境負荷低減に努めている。パソコンについては今後節電に留意していく。公用車の使用についても極力控えている。</p> <p>【消防本部】ホームページにより、申請届出手続に係るメール処理が増えており、一部の事務の簡素化が図られている。</p> <p>【環境課】H18年度に佐渡市地球温暖化対策実行計画を策定し、H19年4月から5ヶ年計画で温室効果ガス排出量の8%削減(H17年比)を目標に全庁的に取組んでいる。</p> <p>【行政改革課】モデル的に行政改革推進本部において電子会議を実施ペーパーレス化に取り組んだが、会場準備等に係る設定などのマンパワーの面が課題である。</p>	<p>【トキ共生・環境課】佐渡市地球温暖化対策実行計画の達成に向け、各部署への指導を行う。</p> <p>公共工事に伴う環境負荷の軽減を図るため、佐渡市公共工事環境配慮指針を策定した。今後は工事担当課が自ら環境配慮事項の達成状況をチェックする取組を本年度から試行的に行なう予定。</p> <p>【生涯学習課】佐渡国際トライアスロン大会において、2007大会から環境課との連携による電気自動車によるラン競技のサポートを行い、また、2008大会からは廃棄物対策課との連携によるイベントごみ減量作戦による、ごみの分別・リサイクルを実施した。</p> <p>【議会事務局】節電については、ほぼ実行できている。公用車使用はできるだけ控えているが、本庁との行き来には必要である。</p>	<p>【総務課】両面印刷の徹底、会議での1ペーパー化を実施している。</p> <p>【議会事務局】昼食時間の消灯、コピー用紙の裏紙使用等を実践している。</p> <p>【トキ共生・環境課】佐渡市地球温暖化対策実行計画の達成に向け、各部署への指導を行っている。</p>			環境への負担が軽減されるとともに、事務経費の削減が図られる。
23	環境と共生する行政運営の推進	23-4	省エネ・リサイクル等の徹底	事務用品等のグリーン購入やクールビズ等による省エネを推進するとともに、用紙の再利用等に努めて、経費の削減と環境への負担軽減を図ります。	●	●	●	●	●	推進中。	<p>【議会】ファイルの再利用、クールビズ(一部本会議を除く)の推進、コピー用紙の両面使用、裏紙の使用を実施している。また、ファイルはなるべく処分せずに、佐和田支所のリサイクルボックスにストックし、再利用している。</p> <p>【環境課】H18年度に佐渡市地球温暖化対策実行計画を策定し、H19年4月から5ヶ年計画で温室効果ガス排出量の8%削減(H17年比)を目標に全庁的に取組んでいる。</p>	<p>【議会事務局】リサイクルはほぼ実行できている。クールビズは、委員会は委員長判断により対応しているが、本会議場は未実施である。</p> <p>【トキ共生・環境課】佐渡市地球温暖化対策実行計画の達成に向け、省エネルギーや古紙回収等を確実に実行するため、内部環境監査を実施し指導を行う。</p>	<p>【総務課】ノー残業デーを週2回設定したことで、節電を図っている。</p> <p>【会計課】昼休みにプリンタ電源OFF。極力、ペーパーレス化を図っている。</p> <p>【議会事務局】ファイルの再利用や物品のリサイクル等を実践している。</p>			環境への負担が軽減されるとともに、事務経費の削減が図られる。
37	人材育成の推進	37-4	職場環境の改善	職員が積極的に研修等に参加し、自己啓発や資質向上に取り組める職場環境づくりに努めます。	●	●	●	●	●	7月からオフサイト・ミーティングを毎週時間外に実施。	<p>【議会】北信越、県レベルの研修に積極的な参加をしている。他市町村との交流や情報交換に努めている。行政視察を利用し、議員へ事務局から先進地への質問をお願いすることもある。</p>	<p>【議会事務局】行政視察は執行部の同行や帰庁後に関係課への資料提供を実施している。研修は、年度当初に参加者を決めており、今年度は初めて市町村アカデミーへの研修を取り入れた。</p> <p>【行政改革課】職員公募方式で実行委員会を立ち上げ、組織風土研修会を実施した。</p>	<p>【総務部】毎週月曜日に朝礼を実施している。また、月1回、部内会議を開催している。</p> <p>【行政改革課】職員公募方式で実行委員会を立ち上げ、オフサイト・ミーティング(6/11)や組織風土研修会(2/13)を実施し職員の意識改革に努めた。</p> <p>【企画財政部】壁を取り除いてワンフロアにしたことと、毎週、部内調整会議を定期的に開催している。</p> <p>【下水道課】係長会議を月1回開催している。</p> <p>【会計課】毎日、朝礼を実施している。</p> <p>【農業委員会事務局】上部団体の研修会に積極的に参加し、他市町村との情報交換にも努めている。また、毎週月曜日に朝礼を実施している。</p> <p>【議会事務局】議会事務局職員としては、全国、北信越、県レベルの研修に参加。議員の行政視察へは担当書記が1名随行し研修をしている。</p> <p>【学校教育課】毎日、朝礼を実施している。</p>			人材育成の観点に立った職場環境の改善が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
4	市税等の財源確保	4-1	口座振替の推進	市税や保育料などの徴収金について、納入時の簡素化と収納率の向上を図るため、口座振替の加入を促進します。	●	●	●	●	●	<p>収納対策係が本庁一括にしたので、今後の動きを見極めなければいけない。県税部からの派遣(25日)もあり、収納改善に取り組んでいる最中である。収納については全島一区で非常にやりにくい。収納についてはある程度の区域を設定し支所に配置(期間的も含め)したほうが機動的、効率的ではないかと考えている。</p>	<p>【社会福祉課】H19年9月末現在75.6%になっている。                  【税務課】職員においては、口座振替の推進や滞納、納期限を守らない者への指導をし、連絡調整会議に提案していく。                  【廃棄物対策課】口座振替率は42%になっている。                  【建設課】口座振替率は77%になっている。                  【水道課、下水道課】口座振替率は約84%になっている。</p>	<p>【情報政策課】加入申込み時に口座振替を勧めている。H20年9月24日現在で87%。                  【税務課】口座振替申込様式について、所要の改正を行い、機会あるごとに加入を勧めている。利用率については、H18年度46.1%、H19年度47.3%と若干ではあるが上昇した。                  【廃棄物対策課】口座振替率は75%。                  【社会福祉課】H20年8月現在で口座振替率は75.4%。                  【建設課】入居時に口座振替をお願いしている。口座振替率は約80%になっている。                  【水道課 下水道課】上下水道料金の徴収率向上を図るため口座振替を推進している。新規申込者には開栓手続きの際に、また、現金納付の方には納付書・督促状等の裏面に口座振替の推進について、印字してお知らせしている。また、ホームページにも口座振替について掲載し推進している。口座振替率は約84.9%となっている。                  【会計課】窓口納付にきた場合、口座振替の推進をしている。</p>	<p>【企画振興課 情報政策主幹】ケーブルテレビ放送施設使用料の徴収率向上を図るため、新規加入者を中心に口座振替の推進を図っている。口座振替率は、H20.9月末87.4%がH21.9月末で89.1%に向上した。                  【社会福祉課】H21年10月現在で口座振替率は75.0%。年3回の口座振替パンフレットの配布による制度周知と勧誘を行っている。更に新規入園時や窓口において口座振替の利用をお願いしている。                  【会計課】窓口納付者への口座振替の推進を積極的に行っている。                  【税務課】H19年の口座振替利用率は47.3%、H20年3月末現在で45.7%と低下している。要因として国保税の特別徴収が開始され、口座振替利用者が特徴に移行したことによる。H21年は口座振替利用の推進を収納政策の重点項目と位置づけ、窓口納付の際に口座振替利用のお願いと、各金融機関に口座振替利用促進ポスターの掲示。H21年度8月末現在の市税口座振替利用率42.92%                  【廃棄物対策課】口座振替率は75.7%である。                  【水道課・下水道課】上下水道料金の徴収率向上を図るため口座振替を推進している。また、新規申込者には開栓手続きの際に、現金納付の方には納付書・督促状等の裏面に印字してお知らせしている。更にホームページにも口座振替について掲載し推進している。口座振替率は相川地区集落集金制度の廃止に伴い、口座振替を推進したことから、H21.6月末で88.1%に向上した。                  【学校教育課】幼稚園授業料の口座振替率は98%である。</p>			市税等の納付に際し、手続の簡素化と収納率の向上が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
4	市税等の財源確保	4-2	滞納対策の強化	徴収体制の整備を図り、適切な納付指導を行うとともに、滞納額の解消に努めます。	●	●	●	●	●	細目番号4-3(市民環境部税務課分参照)。	<p>【社会福祉課】毎月1回、督促状を発送。向津支所は毎月電話連絡や個別訪問等により滞納整理の協力あり。その他支所は電話連絡、窓口指導の協力あり。園長からは2ヶ月未納になった段階で納付指導をしている。</p> <p>【税務課】関連部局との連携により、差押え等滞納対策の強化を図る。その他の対策としては、50万円以上の滞納者リストを作成し内部で意見交換をしている。</p> <p>【廃棄物対策課】収納委託(シルバー)で滞納対策を図っている。年末くらいから職員徴収も検討している。</p>	<p>【情報政策課】定期的な電話催告や自宅訪問による納入依頼を行い、また配達記録郵便により納入依頼通知書と納付書を送付し催告している。</p> <p>【税務課】差押等の滞納処分を積極的に行っている。</p> <p>【廃棄物対策課】シルバー人材センター委託による滞納対策を図っている。年末、年度末、出納閉鎖期には、職員による夜間徴収を実施。</p> <p>【社会福祉課】毎月1回、督促状を発送。2月以上支払がない場合は催告状、それでも納付がない場合は電話連絡、納付指導をしている。</p> <p>【水道課】毎月督促状の発送や3ヶ月滞納者には、給水停止を行う。また、確約書の提出者には確約書に基づき納付してもらおう等、H20年度より新設のお客様係を中心に、拠点支所及び各支所と連携しながら未納解消に努めている。</p> <p>【下水道課】受益者負担金については、年2回(7月と11月)の納期に対してそれぞれ督促状・催告書を発送している。また、未納者には個別訪問して、分納契約書を交わし未納解消に努めている。</p>	<p>【企画振興課 情報政策主幹】ケーブルテレビ放送施設使用料課金月の毎翌月に、口座振替不能者への納付書の発行、滞納者への催告書(目立つ青色封筒使用)により明細書を付して通知している。滞納マニュアルにより誓約書提出者には、誓約書に基づいた計画納付を促す。また、電話催告、訪問徴収等未納解消に努めている。</p> <p>【税務課・債権収納対策課】納税相談により納税誓約と納税計画を作成することで納税の約束をとると共に時効停止手続をとる。誓約を履行できない場合、または悪質滞納者については給与、動産不動産の差押え、差押えた物件をインターネット公売により換価することで税の公平性を保つ。なお、滞納対策については、債権収納対策課と県の徴収機構と連携を図る。</p> <p>【廃棄物対策課】シルバー人材センター委託による滞納対策を図っている。年末、年度末、出納閉鎖期には、職員による夜間徴収を実施。(H21年9月末現在滞納件数395件、滞納額7,733,032円)</p> <p>【社会福祉課】毎月1回、督促状を発送。それでも納付がない場合は電話連絡、個別徴収・納付指導をしている。また、収納対策課との連携により差し押さえを実施している。(H21年10月末現在、個別訪問は実施していない。)</p> <p>【水道課】毎月督促状の発送や3ヶ月滞納者には、給水停止を行う。また、確約書の提出者には確約書に基づき納付してもらおう等、H20年度より新設のお客様係と支所で各センター窓口と連携しながら未納解消に努めている。(給水停止43件、夜間徴収20件)</p> <p>【下水道課】受益者負担金については、年2回(7月と11月)の納期に対してそれぞれ督促状・催告書を発送している。また、未納者には個別訪問して、分納契約書を交わし未納解消に努めている。(未納者9月末現在、誓約書68件、徴収等訪問109件)</p> <p>【学校教育課】幼稚園授業料の収納率は、H20年度は100%、H21年度は9月末現在で98.8%である。</p>			自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体的確かな把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。
5	受益者負担の適正化	5-1	使用料の見直し	事務費や施設管理に要する経費などの算定基礎を明確にし、類似する施設の使用料を見直して適正化を図ります。	△	△	●	●	●	施設の見直し作業が完了した段階で実施。	<p>【下水道】流域は県が管理していたが、H25年度末に市に移管されるため、その際統一を計画している。</p> <p>【水道課】一部の地域を除き統一した。畑野については資産評価後統一し、南部三地区については、統合簡水終了後H28年度を目途に統一する。</p> <p>【水道課】H20年9月使用分(10月請求分)から、畑野地区の水道料金が統一料金となり、このことにより約75.5%が統一される。</p> <p>【下水道課】国府川浄化センター(現在県管理)がH25年度末に佐渡市に移管される時に、料金統一したい。</p> <p>【生涯学習課】新規条例を制定し、各社会体育施設で違っていた使用料をH19年10月から統一した。また新たにH19年10月から学校開放時に使用料を徴収している。</p> <p>【世界遺産・文化振興課】市立博物館、資料館の料金の統一を実施した。</p>	<p>【水道課】H20年9月使用分から畑野地区の水道料金が統一されたことに伴い、今年度は減収を試算していたが、7月現在において簡水全体で対前年度比は0.5%の増となっている。</p> <p>【下水道課】国府川浄化センター(現在県管理)がH25年度末に佐渡市に移管される時に、料金統一したい。</p>			受益や負担の公平性が図られる。	
5	受益者負担の適正化	5-2	手数料の見直し	社会情勢に十分配慮し、市民の理解を得ながら、適正な料金設定を行います。	△	△	△	△	△	体制づくりを準備中。	体制づくりを準備中。	—	個々で取り組んでいるが、全庁的な取り組みは実施していない。			受益や負担の公平性が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
5	受益者負担の適正化	5-3	減免基準の見直し	施設における減免基準を見直します。特に、類似施設間の調整を図り、統一した基準を策定します。	△	△	●	●	●	施設の見直し作業が完了した段階で実施。	施設の見直し作業が完了した段階で実施。	【生涯学習課】統一した佐渡市社会体育施設使用料減免要綱を制定し、H19年10月から実施した。H20年4月から公民館で活動する自主講座の施設使用料について、100%減免であったものを70%減免とした。 【世界遺産・文化振興課】市立博物館、資料館の入館料の減免扱いを統一した。	類似施設の統廃合を優先しており、全庁的な取り組みは実施していない。			受益や負担の公平性が図られる。
5	受益者負担の適正化	5-4	その他受益者負担の見直し	各種講座の受講料、大会参加料等を見直し、一元化を図ります。	△	△	●	●	●			【生涯学習課】H20年度から各種大人のスポーツ教室について、参加料を徴収することに統一した。	個々で取り組んでいるが、全庁的な取り組みは実施していない。			受益や負担の公平性が図られる。
6	新たな財源の創出	6-6	有料広告事業の取り組み	ホームページや広報誌等を広告媒体として提供し、新たな財源確保を図ります。		△	●	●	●	—	【秘書課】現在、ホームページが4万円、広報誌が27万円で合計31万円である。	【総務課】H20年9月末現在、ホームページが4件で40,000円、広報誌が9件で110,000円。合計13件で150,000円である。	【総務課】H21年9月末現在、ホームページが20件で150,000円、広報誌が21件で435,000円。合計41件で585,000円である。			資産の有効活用により、地域経済の活性化、自主財源の確保が図られる。
9	公共工事・入札制度の見直し	9-1	公共工事のコスト削減	公共工事については、工事の計画・設計等を見直しを図り、より一層の効率的な執行を行うため、コスト削減を図ります。	△	●	●	●	●			—	【水道課】これまで委託していた設計は積算システムにより可能な限り、市で設計している。 【下水道課】残土の他事業への有効利用をしている。水道、下水道の同時埋設でコスト削減を図っている。			工事費の削減により、財政の健全化が図られる。
11	委託事業の見直し	11-2	委託契約手続きの見直し	委託先の長期固定化や業務の独占が生じることがないように、一般競争入札を基本とした契約方法、契約内容の透明性と競争性を確保した委託契約手続きを進めます。	△	△	●	●	●	長期契約の必要性の実態調査を現在、管財係で調査中。条例制定についても準備中。	長期契約は実施済。	—	H18年9月に「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を制定し、全庁的にルール化することで委託契約についての正当性と透明性を確保した。			委託先についての正当性・透明性が確保され、市民に対する説明責任を果たすことができる。
公企17	第三セクター・公社等の経営改善	17-1	第三セクターの経営健全化	市が出資する第三セクターにあっては、健全な経営がおこなわれるよう必要な関与を行います。	△	●	●	●	●				【農業振興課】			行政の管理・監督責任を適切に果たし、サービスの水準の維持・向上が図られる。
公企17	第三セクター・公社等の経営改善	17-2	公社等の経営改善	振興公社等の統合を行い、徹底した経営改善を図るとともに、自主性・自立性の向上に取り組みます。	△	△	●	●	●		【農業振興課】指定管理がH21年3月で終了することから、今年度中に基本方針を固めたい。現在、関係機関と調整中である。	—	・H21.5.20新徳農業振興公社は両津産業振興公社と合併完了。 ・公社等の施設、「潮津の里」と「小木特産品開発センター」は民間移譲を進める。 ・主に「おけさ柿」作業受託の羽茂農業振興公社と赤泊振興公社の合併を検討する。			行政の管理・監督責任を適切に果たし、サービスの水準の維持・向上が図られる。
公企17	第三セクター・公社等の経営改善	17-3	第三セクターの出資の見直し	出資目的が達成された第三セクターについては、市の関与のあり方や出資の見直しを行います。	△	△	△	△	△							行政の管理・監督責任を適切に果たし、サービスの水準の維持・向上が図られる。
18	ユニバーサルデザインの取り組み	18-1	まちづくりのあり方の見直し	ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて総合的なまちづくりの視点に立った連続性・一体性のある市街地や公共施設の整備を図ります。	△	△	△	△	△	具体的な取り組みを検討中。	国、県道のバリアフリー化を関連機関に要望している。	—	—			ユニバーサルデザインの考え方を切り口として、施策や仕組みづくりを横断的に推進し、社会環境の整備を総合的に進める。
18	ユニバーサルデザインの取り組み	18-2	社会資本整備のあり方の見直し	多様な市民ニーズに対応できるユニバーサルデザインの考え方にに基づき、社会資本整備のあり方を見直します。	△	△	△	△	△							ユニバーサルデザインの考え方を切り口として、施策や仕組みづくりを横断的に推進し、社会環境の整備を総合的に進める。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
24	組織・機構の見直し	24-5	附属機関の整理合理化	附属機関の運営実態を把握し、運営方法、必要性等を検討し、類似した機関の整理統合を推進して、効率的な運営を図ります。	△	△	●	●	●		—	—				行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。
24	組織・機構の見直し	24-6	外郭団体の見直し	外郭団体の役割や存立意義を見直すことにより、必要に応じて統廃を含めた整理・合理化を進めます。	△	△	●	●	●		—	未実施。				行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。
26	学校・保育園等施設の見直し	26-3	給食業務の見直しと施設の再編	学校・保育園等の給食については、地産地消等を積極的に活用してサービスの水準を維持するとともに、施設の統合や業務の民間委託等を図ります。	△	△	●	●	●	基本的に学校給食は共同調理方式を採用し、当面国なか新穂、金井、真野を対象に平成19年度給食センター建設を計画している。農協との連携を図り地産地消を進めていく。民営化とは保護者に理解させるにはかなりのエネルギーを要する。食品の安全からも島内業者では難しい。配送など一部業務は可能であるとする。長期スパンで民営化の検討化も必要ではないか。調理員の半分以上が臨時になっている現状がある。人数だけであれば共同調理方式でも臨時数は減らせる。民営化にはたどり着けないと考えている。いま論議する立場にない。	【学校教育課】国仲給食センターの建設については終了している。今後は給食懇談会等で地域説明を継続して行く。 【社会福祉課】献立作成の段階から地産産物の食材を利用するメニューを心がけ、商品発注の際にも事業所に対して地産産物を中心に発注するようにしているが、食材全体のうちの地産産物割合までは現在集計していない。	[学校教育課]H20年9月から稼働し1600食を提供する。	【社会福祉課】献立作成の段階から地産産物の食材を利用するメニューを心がけ、商品発注の際にも事業所に対して地産産物を中心に発注するようにしている。食品安全管理上から業務の民間委託は実施していない。 【学校教育課】学校給食において食育の推進と地産産物の使用拡大を目的に、年3回(6月・10月・1月の19日)市内小、中学校で統一献立を実施している。また、農業振興課地産地消係と連携をとり調理現場に地産産物の情報を提供し、使用量の拡大を推進している。			行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。
26	学校・保育園等施設の見直し	26-4	廃棄物等処理施設の見直し	廃棄物等処理施設については、計画的な統合、更新を検討し、民間委託等も進めて、効率的な運営を図ります。	△	△	△	△	●	南佐渡クリーンセンター灰溶浴炉を現在休止。7千万から8千万削減している。灰はメルティングセンターで処理している。これ以上のコストダウンは施設の統廃合が求められる。そのためにゴミ量の削減の取り組みを進めている。平成15年に設置した南佐渡センター廃止を特区で対応できるか検討中。最終処分場も業務委託を検討中である。	【廃棄物対策課】南佐渡クリーンセンター灰溶浴炉を現在休止。今年度には一定の結論を出したい。灰はメルティングセンターで処理している。これ以上のコストダウンは施設の統廃合が求められる。そのためにゴミ量の削減の取り組みを進めている。平成15年に設置した南佐渡センター廃止を特区で対応できるか検討中。最終処分場も業務委託を検討中である。	【廃棄物対策課】ごみ処理施設の効率的な運営と経費削減を目指し、H20年度末に南佐渡クリーンセンターの稼働を停止したい。分別方法の変更も含めて住民説明会を年内に終了させる予定です。南佐渡クリーンセンターの休廃止については、民間活用の有無により休止・廃止・解体・貸与・譲渡の選択肢があるが、検討のうえH20年度末までに方針を決定したい。最終処分場は当面直営とするが、引き続き業務委託について検討を行う。	【廃棄物対策課】南佐渡クリーンセンターはH21年4月1日で廃止とし、佐渡クリーンセンターで南佐渡地区のごみの処理を行っている。また、燃えるごみの削減の為、新たにH21年4月から廃プラの分別収集を行っている。今後も更に、ごみ量の削減を図り新たな分別を進め、効率的な施設の運営と処理を目指す。最終処分場は当面直営とするが、引き続き業務委託について検討を行う。			行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果		
					17	18	19	20	21					17年度	21年度			
27	総合調整機能の充実	27-3	施設間の連携強化と整理合理化の検討	施設業務の連携強化と拠点化を図るとともに、遊休・低利用施設の廃止や有効活用を進め、類似施設の整理合理化を進めます。	△	△	●	●	●	事務改善委員会第3分科会において18年度中に公共施設の見直し作業を実施。普通財産についてもプロジェクトチームを設置し、遊休施設の対応を調整中。	公共施設の見直し作業を実施する中で、検討している。	<p>【トキ共生・環境課】火葬場の配置について老朽化施設を中心に5施設8炉から3施設5炉への統廃合を計画している。また霊柩車については平成21年度から民間事業者による運営を計画している。</p> <p>【企画振興課】静山の里、12月補正にて取り壊し予定。相川民話の館、相川ふれあい集会所、平泉活性化センターの3施設は民間移譲について協議中。</p> <p>【社会福祉課】8温泉のうち2温泉を民間譲渡し、6温泉とした。湯元温泉はH21年3月末で返還予定である。</p> <p>【保健医療課】金井母子健康センター及び赤泊母子健康センターは、事業の地区統合により、現在本来の目的に使用していないため、平成21年度中の廃止を予定している。</p> <p>【生涯学習課】同一地区内にはB&amp;Gプールがあることから、H19年度から小木・羽茂プールを休止し、H20年度は羽茂プールを廃止、解体工事を実施し、借地については地権者に返還する予定である。</p> <p>【世界遺産・文化振興課】博物館、資料館の資料収蔵施設を3館廃棄した。(旧五十里保存館、旧赤泊新保校舎、旧金井大和公民館)</p>			<p>【社会福祉課】これまでに3温泉を民間譲渡や廃止とし、5温泉とした。この施設についても譲渡の条件整備を進めている。また、宿泊施設1施設についても施設を閉鎖し、有効活用を図るべく作業を進めている。福祉センター2施設についてはH21年度に廃止し、民間譲渡の予定である。</p> <p>【農業振興課】H21年度で終了する指定管理施設を重点に施設整理を進めている。</p> <p>【観光課】161の観光施設すべてを見直す中で、19年度は13施設、20年度は12施設の廃止実績がある。21年度は30施設を目標に現在20施設について地元説明に入っている。その内の現在7つの指定管理施設のうち2つは、民間譲渡または廃止を決定し、他5つの指定管理施設は管理料の大幅な切り下げにより合理化の予定である。</p> <p>【生涯学習課】羽茂プールはH20年度に廃止・解体し、借地については地権者に返還した。</p> <p>【文化振興室】・宿根木の旧中嶋邸は、母家の内部の一部補修と土蔵のシロアリ駆除処理をして本年度中に地元自治会へ無償譲渡すべき作業を進めている。母家内部の補修は完了し、後はシロアリ駆除を残すのみとなっており、予定通り本年度中の譲渡は可能となっている。</p> <p>・考古資料館は、H21中の廃止に向けて作業を進めており、12月補正で考古資料館内の一部資料の海運資料館への移設及び残資料の小木博への移設費用を計上予定である。</p> <p>・その他の施設についても、部内では概ね方向性は固まっているので、今後博物館協議会等に諮って決定したい。</p>			<p>現有施設の有効活用と施設全体の効率的な運営が図られる。</p>
46	窓口業務の改善	46-2	窓口開設時間の延長	平日夜間・休日等の窓口サービスの実施を、住民ニーズを把握して検討を進めます。	△	△	△	△	△	体制づくりを準備中。	【市民課】以前に実施したが、実績が少なく取りやめた経緯がある。	【市民課】平日夜間交付は取りやめた。電話予約(当日の5時まで予約)による時間外交付サービスは実施している。(件数は非常に少ない。)	【市民課】平日夜間交付は取りやめた。電話予約(当日の17時まで予約)による時間外交付サービスは実施している。(H20年度実績9件)			市民サービスの維持向上が図られる。		
46	窓口業務の改善	46-3	総合案内窓口の設置	総合案内・相談窓口等を設置して、市民の利便性の向上に努めます。	△	△	●	●	●	体制づくりを準備中。	【市民課】支所においても窓口担当を配置した。	【市民課】本庁及び各支所に気配り担当として総合案内ともに相談窓口の担当を設けた。	【市民課】本庁及び各支所に気配り担当として総合案内ともに相談窓口の担当を設けた。			市民サービスの維持向上が図られる。		
46	窓口業務の改善	46-4	ワンストップサービスの実現	窓口を総合化することにより、各種の行政窓口サービスを一箇所で行えるワンストップサービスの実現を目指します。	△	△	●	●	●	体制づくりを準備中。	【市民課】業務項目等のデータを集約し、整理している。	【市民課】現在、市民の利用の多い本庁一階では実施している。今後更に本庁舎全体として検討していく必要がある。住民異動届時に社会福祉課、保険医療課、建設課、税務課等に連絡をしている。	【市民課】現在、市民の利用の多い本庁一階では実施している。今後更に本庁舎全体として検討していく必要がある。住民異動届時に社会福祉課、保険医療課、建設課、税務課等に連絡をしている。			市民の利便性が向上するとともに、窓口業務の効率化が図られる。		
46	窓口業務の改善	46-5	窓口業務のマニュアル化	職員が常に適切な市民対応が行えるように窓口業務の統一化を図るとともに、内部事務についても、安定した行政運営ができるように窓口業務のマニュアル化に取り組みます。	△	△	●	●	●	体制づくりを準備中。	体制づくりを準備中。	【市民課】窓口業務のマニュアルは殆どの係りが昨年度末から今年度初め作成している。また随時支所を含め説明会等も実施している。戸籍・住基については、H20年3月に作成した。	【市民課】窓口業務のマニュアルは殆どの係りが昨年度末から今年度初め作成している。また随時支所を含め説明会等も実施している。戸籍・住基については、H20年3月に作成した。	【税務課】収納対策係で「何でもカード」を作成し、係内で滞納整理についての情報の共有化を図っている。	【農業委員会事務局】H21年4月に今までの業務マニュアルを改訂し、職員及び支所・サービスセンターの担当者へ配布し、市民サービスの向上に取り組んでいる。			窓口業務のマニュアル化により、統一的な対応ができ、市民サービスの公平化が図られる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
46	窓口業務の改善	46-6	窓口環境の改善と案内機能の充実	業務の特質や内容に応じて、窓口環境の整備と、申請書及び案内板の外国語標記化等、市民に分りやすい案内機能の充実を図ります。	△	△	●	●	●	体制づくりを準備中。	【市民課】実施したアンケートを活用して行く。	【市民課】窓口サービスアンケートから市民の意見一つひとつ整理し、関連する課から窓口改善に向けた計画を作成依頼中。更に年度末までに改善実施した内容を検証する。	【市民課】窓口サービスアンケート結果を参考に改善している。			市民サービスの維持向上が図られる。
47	行政手続きの簡素化	47-1	各種申請・届出手続きの簡素化	各種申請・届出書等の審査期間の短縮に努めるとともに、添付書類の簡素化、手続要件の緩和等に取り組みます。	△	△	●	●	●	体制づくりを準備中。	【建設課】国、県認可意見聴取事務(河川占用、特殊車両通行許可)及び許可・認定事務(道路占用、準用河川占用、公共物使用、道路施行承認)に要する日数の短縮を図っている。	【建設課】国、県認可意見聴取事務及び許認可事務に関しては、グループウェアを利用し支所間の意見照会日数の短縮に努めている。 【生涯学習課】条例及び施行規則の制定や改正により、H19年10月から佐渡市社会体育施設・佐渡市都市公園体育施設・佐渡スポーツハウスの利用許可(兼減免)申請書を統一した。また、同日から学校開放における学校体育施設利用許可(兼減免)申請書を統一した。	【建設課】国、県認可意見聴取事務及び許認可事務に関しては、グループウェアを利用し支所間の意見照会日数の短縮に努めている。			市民の利便性が向上するとともに、事務事業の効率化が図られる。
47	行政手続きの簡素化	47-2	許認可事務手続き等の簡素化	許認可等の事務手続きについても、審査基準を明確にし、簡略化や審査期間の短縮を図ります。	△	△	●	●	●	体制づくりを準備中。						市民の利便性が向上するとともに、事務事業の効率化が図られる。
51	市民との役割分担の構築	51-2	施設管理の協働	地域の身近な公園や集会施設等の管理について、地域住民の協力により、協働の管理体制の構築を図ります。	△	△	●	●	●	公共施設の見直し作業において、官民の役割を明確化する(現在作業中)。	【行政改革課】公園については一元化に向けて建設課を中心とした関係部局で検討している。 集会場等については、作業部会等で現地確認、現状分析、方向性の確定に向けて進めている。 公共施設全体は施設の個票やデータの整理を進めている。	【行政改革課】施設管理の見直し方針を定め明確化した。	【企画振興課】・佐渡マリンスポーツハウスについて、条例を廃止、これまでの管理者である(有)佐渡マリンスポーツへの譲渡完了。 ・平泉地域活性化センターについては、12月議会に条例の廃止を提案、地元自治会への譲渡を予定している。 ・相川ふれあい集会所については、地元自治会への譲渡協議を実施。下水道工事が始まったことから新年度に佐渡市が工事を実施し、工事完了後に地元へ譲渡すべく事務処理を調整中。 【農業振興課】・ふれあい相川農村婦人の家について、議会廃止条例提案済、譲渡事務作業中。 ・泉農村公園手続中(企画振興課、平泉活性化センター)、廃止条例12月提案予定。 ・地域の活性化センターの譲渡については、補助制限期間等があり、緩和される施設より譲渡を進めている。 ・農村公園については、公園一元管理事務作業が遅れており、地域別に設置、借地契約内容把握により地域の理解を得るように譲渡の方向性で進める。 【社会福祉課】ゲートボール場・児童公園については、地域に管理移管・譲渡の方向で進める。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。
51	市民との役割分担の構築	51-3	地域づくりの協働	各地域の市民がそれぞれの魅力を共有できる地域づくりを目指し、中心市街地活性化や農山漁村地域の振興、地域文化、観光の振興等の地域課題への取り組みを進めます。	△	△	●	●	●	集中改革プランの項目として適当か要検討。	集中改革プランの項目として適当か要検討。	【交通政策課】航路及び島内交通対策については、本年度に法定協議会を設置するとともに、国の地域公共交通活性化再生総合事業や公共交通活性化総合プログラムを活用しながら、効率的で利便性の高い交通システムの構築に向けて調査検討を進めている。	【交通政策課】航路及び島内交通に係る協議会に利用者の代表を委員として参画させ、市民の意見を取り入れながら、持続可能な公共交通体系の整備を進めている。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。
51	市民との役割分担の構築	51-5	伝統文化情報発信の協働	各地域の伝統文化・芸能等の情報を国内外に発信する取り組みを支援するとともに、多文化共生社会の実現に向けた、人と自然にやさしいまちづくりを目指します。	△	△	●	●	●	集中改革プランの項目として適当か要検討。	集中改革プランの項目として適当か要検討。	集中改革プランの項目として適当か要検討。	集中改革プランの項目として適当か要検討。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。



集中改革プラン

関係各課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
52	男女共同参画社会の推進	52-2	政策決定過程への女性の参画	審議会等の政策・施策決定過程の場に、女性の参画を進めます。	●	●	●	●	●	施策方針にもうたい、男女共同参画推進プラン策定会議を通して、庁内の課、局長に目標数値が周知されている。内容により、女性参画が5割であったり3割である場合もあるので、柔軟な対応が必要。	各種委員会等の女性登用のH18年度実績は23.2%で、H19年度目標は26.2%である。本年度改選時期を迎える7委員会等については、4割の女性委員登用を目指す。	【企画振興課】市の各種委員会等への女性登用を関係部局に依頼している(部長マニフェスト)。 【情報政策課】佐渡市ケーブルテレビ放送番組審議会委員はH20年4月の改選により女性委員は5割となっている。 【生涯学習課】H20年度から社会教育委員に、16名中8名の女性委員を登用した(前年までは6名)。H20年度からスポーツ振興審議会委員に、10名中3名の女性委員を登用した(前年までは2名)。	【企画振興課】総合計画審議会 女性割合40% ケーブルテレビ放送番組審議会 女性割合50% H21年度において、佐渡市の69委員会等における登用率は26.6%となっている。	23.30%	40.00%	行政運営や政策決定の場に女性の視点を反映できる。
52	男女共同参画社会の推進	52-4	パートナーシップによる男女共同参画の推進	男女共同参加推進プランに基づき、家庭や地域、職場において、男女が共に参画する環境づくりと制度づくりに取り組みます。	△	△	●	●	●	集中改革プランの項目として適当か要検討。	講演会を11月に開催予定。	【企画振興課】男女共同参画に関する講演会を2回開催する。	【企画振興課】男女共同参画に関する講演会を2回開催する。			男女共同参画社会の形成を推進することができる。

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
公企12	経営基盤の強化	12-1	経営計画の策定	中期的な事業収支の見通しを示す経営計画を策定し、公表します。	△	△	●	●	●	策定未定。	今年度中に策定予定。	事務事業の見直しを行い佐渡市水道ビジョン財政計画を策定し、今年度公表に向け更に精査中。	H21年3月に、一市一水道となる統合計画や財政計画を明示した佐渡市水道ビジョンを策定し、市のホームページにおいて公表した。			計画的な事業運営が図られるとともに、経営健全化に向けての目標設定を行うことができる。
公企12	経営基盤の強化	12-5	賃借物件等の見直し	賃借物件の必要性を検証し、不必要な契約については解除することを前提に、金額等の統一化を図り、契約の適正化を進めます。	△	△	●	●	●	基本となる財産の把握を、8月中に各支所を巡回し、佐渡市の考え方を統一したなかで調査、整理する。	【下水道】羽茂浄化センター、マンホールポンプ(操作盤)に借地がある。解消に向けて検討して行く。 【下水道課】資産台帳を作成して管理している。	【下水道課】浄化センターの維持管理委託を複数年にして経費節減をしている。	【下水道課】羽茂浄化センターの借地については、今年度、未利用分を一部返還する。			受益や負担の公平性が図られる。
公企12	経営基盤の強化	12-6	資産等管理体制の見直し	施設の管理運営方法を見直すとともに、管理経費の節減を行います。また、公用車については、利用状況を把握し、適正な管理体制を構築するとともに、庁用備品についても、再配置や更新計画の策定等、効率的で適正な管理に努めます。	△	△	●	●	●	基本となる財産の把握を、8月中に各支所を巡回し、佐渡市の考え方を統一したなかで調査、整理する。	【下水道】羽茂浄化センター、マンホールポンプ(操作盤)に借地がある。解消に向けて検討して行く。 【下水道課】資産台帳を作成して管理している。	【下水道課】浄化センターの維持管理委託を複数年にして経費節減をしている。	【下水道課】浄化センターの維持管理委託を複数年(3年)にして経費節減をしている。			公用車、庁用備品の管理体制を整備することにより、効率的な財産管理を目指す。
公企12	経営基盤の強化	12-7	公共工事のコスト削減	公共工事については、工事の計画・設計等の見直しを図り、より一層の効率的な執行を行うため、コスト削減を図ります。	△	●	●	●	●		【水道課】これまで委託していた設計は積算システムにより可能な限り市で設計している。 【下水道課】残土の他事業への有効利用をしている。水道、下水道の同時埋設でコスト削減を図っている。	【水道課】これまで委託していた設計は積算システムにより可能な限り市で設計している。 【下水道課】残土の他事業への有効利用をしている。水道、下水道の同時埋設でコスト削減を図っている。	【水道課】これまで委託していた設計は積算システムにより可能な限り、市で設計している。 【下水道課】残土の他事業への有効利用をしている。水道、下水道の同時埋設でコスト削減を図っている。			工事費の削減により、経営の健全化が図られる。
公企12	経営基盤の強化	12-8	入札・契約制度の一元化	入札、契約に係る情報の公表を進め、透明性の確保を図るとともに、受注機会の均等を高めるため、入札・契約管理の一元化を行います。	△	●	●	●	●		【工事管理課】企業会計部門もH20年度から一元化に向けて調整している。組織の見直しが必要になる(企業会計の辞令発令が必要)	【契約検査課】工事・コンサルの入札については、H20年度当初より企業会計の入札も実施している。 工事・コンサル以外の入札については、一元化に向けて次の日程により調整している。 1)入札参加資格者名簿 12月1月受付 2)入札、契約制度策定 2月まで	工事・コンサルの入札については、H20年度当初より企業会計の入札も実施している。			入札・契約業務を一元化することにより、経営の効率化が図られる。
公企13	業績評価の実施	13-1	事業の事前評価	事業の事前評価の手法を研究し、費用対効果の高い事業選択を行います。	●	●	●	●	●	18年度行政評価システムを構築中。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムを活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムは事後評価方式である。事前評価については今後検討する。			事業評価を実施することにより、効果的・効率的な事業運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。
公企13	業績評価の実施	13-2	事務事業評価の実施	事務事業の必要性や意義、執行状況、問題点等をチェックするために一定のフォーマットを定めて評価作業を進めます。	△	●	●	●	●	18年度行政評価システムを構築中。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムを活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムにより実施している。			事業評価を実施することにより、効果的・効率的な事業運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。
公企14	事務事業の見直し	14-1	目的妥当性の改善	事務事業の目的を振り返り、目的自体が必要性を持たない場合は事務事業を廃止し、目的自体を変えれば政策体系に結びつく場合には、目的の再設定を行います。	●	●	●	●	●	18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムを活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムにより、目的、必要性を検証し、妥当性の低いものは見直しを行っている。			全ての事務事業の見直しを業績評価の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、業務効率の向上が図られ、コスト削減につながる。
公企14	事務事業の見直し	14-2	有効性の改善	事務事業の成果を向上させるために、事務事業の手段、意図、ニーズの充足度について検証します。	●	●	●	●	●	18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムを活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムにより、目標を設定し、PDCAサイクルにより見直し改善を実施している。			全ての事務事業の見直しを業績評価の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、業務効率の向上が図られ、コスト削減につながる。

集中改革プラン

各事業体(公営企業)

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	2008.10月ヒアリング結果	2009.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果
					17	18	19	20	21					17年度	21年度	
公企14	事務事業の見直し	14-3	効率性の改善	事務事業のコストを削減するために、事務事業を行うための年間の必要経費を2割削減することを目標に効率化を進めます。	●	●	●	●	●	18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。 【保健医療課】診療報酬の請求事務がMO式になることにより、相川病院を両津病院と同じシステムに切り替え、コスト削減につなげて行く。 【下水道課】受益者負担金のシステムを導入し、効率化を図る。	【行政改革課】行政評価システムを活用し可能なものは見直していく。 【下水道課】受益者負担金システムを導入して、効率化をはかっている。	【行政改革課】行政評価システムの本格施行に伴い、可能なものから見直しを行っている。			全ての事務事業の見直しを業績評価の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、業務効率の向上が図られ、コスト削減につながる。
公企14	事務事業の見直し	14-4	公平性の改善	事務事業が、本来受益すべき対象全体に公平に受益機会を与えているか、事務事業経費が事業体と受益者との間で、適正に費用分担されているかどうかを検証し、是正します。	△	△	●	●	●	18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムを活用し可能なものは見直していく。	【行政改革課】行政評価システムの本格施行に伴い、可能なものから見直しを行っている。			全ての事務事業の見直しを業績評価の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、業務効率の向上が図られ、コスト削減につながる。
公企15	定員管理・給与の適正化	15-4	時間外勤務手当の削減	時間外手当については、公務能率の保持や職員の健康管理のため、ノー残業ダイの実施、事前命令の徹底、予算枠の上限設定等を行い、対前年度比5%の削減に努めます。	●	●	●	●	●	細目番号35-1(総務課)参照。	【下水道課】説明会等がある場合、変則勤務制を活用している。 【保健医療課】診療報酬業務のアウトソーシングにより時間外が606時間減少している。	【下水道課】説明会等の場合には、変則勤務制を活用している。下水道設計書作成に積算システム導入を検討している。	【下水道課】説明会等の場合には、変則勤務制を活用している。下水道設計書作成に積算システム導入して時間外が減った。			人件費の削減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。
公企16	民間活力の活用	16-4	地方独立行政法人制度の活用	特定の事務事業について、自立的・効率的なサービスを提供を実現するため、民間譲渡の可能性を検証するとともに、公設民営化と比較検討し、地方独立行政法人制度の活用を図ります。	△	△	△	△	△		未検討。	未検討。	未検討。			業務の自主性・自立性を高めて運営の透明化・自己責任化が図れるとともに、業務の効率的な運営が可能となる。
公企16	民間活力の活用	16-5	市場化テストによる民営化	市場化テスト(※9)により、事務事業の客観的な評価を行い、民営化の可能性を検証します。	△	△	△	△	△	細目番号22-6(行政改革課)参照。	未検討。	未検討。	未検討。			民営化への可能性を検証する上で、客観的な評価を得ることができる。